

水産政策審議会資源管理分科会

第95回議事録

水産政策審議会第95回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和元年6月4日（火）9:30～12:27

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第315号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に
基づく基本計画の検討（令和元年漁期のさんま、まさば及びごま
さば並びにずわいがにの漁獲可能量の改定）等について・・・2

諮問第316号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第
58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について・・・26

諮問第317号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正につい
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

【報告事項】

（1）太平洋くろまぐろの資源管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

（2）水産政策の改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第95回資源管理分科会を開催いたします。

本日、事務局を務めます、管理調整課長の廣野でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会場、委員の皆様の前にマイクが設置されておられません。ご発言の際には事務局のほうでお持ちいたしますので、挙手いただいて、それから発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。また、特別委員は16名中9名の方が出席されております。

では、次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございますが、まず、議事次第がございます。その後ろに資料一覧がございます。資料1から、資料2-1から、2-7まで、資料3、資料4、5、6-1、6-2となっております。会議中でも不足等ございましたら、挙手いただければ事務局のほうでお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。

報道関係のカメラの方はいらっしゃらないですね。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は大変お暑い中、皆様お集まりくださりまして、まことにありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は諮問事項が3件、報告事項が2件でございます。

議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に入ります。

まず、諮問第315号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等についてに入りたいと思います。

ご検討いただく内容は、令和元年漁期のさんま、それから、まさば及びごまさば、そして、ずわいがにのTAC設定についてです。

まず、さんまにつきまして、事務局から資料のご説明をよろしくお願いいたします。
○資源管理推進室長 資源管理推進室長の岩本でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、2-1となります。諮問内容となっております。

まず初めに、諮問文を朗読させていただきます。

元水管第244号

令和元年6月4日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第315号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成30年12月12日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料2-1の別紙につきまして、基本計画の変更案を新旧の対照表でお示ししてございます。

具体的な説明については、資料2-2で行いたいと思います。

初めに、さんまの資源評価結果について、漁場資源課長から説明をいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の高瀬です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2-2をごらんください。

さんまの資源評価結果について、ご説明いたします。

まず、さんま、寿命が2年足らずという生物的な特性がございます。

冬季は黒潮前線域、亜熱帯で産卵をして、5月、8月に北上をして、夏期に北太平洋で策餌し、秋季に漁獲をされるという魚種であります。

南北移動に加えまして、大きく東西方向にも回遊しますが、北太平洋に分布する全てのさんまが日本列島近海に来遊するわけではないという、そういう特性があります。

次のページに、漁獲状況についての図がございます。

近年、いろんな国が漁獲をするようになりまして、現在、日本、ロシア、台湾、韓国、中国、バヌアツが漁獲をしております。

漁獲量につきまして、日本は1980年代から2012年まで20万トン前後を漁獲していましたが、近年は減少傾向で、2017年は8万4,000トンと、1970年以降最も低い漁獲量でした。

台湾の漁獲量が特に近年ふえておりまして、2013年からは日本の漁獲量を上回る状況が続いております。

それから、その下の図と、次のページにかけまして、資源評価に関する記述がございますが、さんまは現在N P F C、北太平洋漁業委員会で管理が行われておりますが、資源評価について科学委員会で合意がされていない状況にあります。2019年中に暫定的な資源評価を完了するということが合意をされております。

他方で、2003年以降、我が国により分布調査、これは6～7月に調査船による表層トロールによる調査が実施されておりますが、この結果をもとに、面積密度法によって分布量を推定しております。

資源の状態については、この結果による推定資源量と、日本の漁獲情報、C P U Eから資源水準は低位、動向は減少と判断をしております。

以上です。

○資源管理推進室長 続きまして、さんまのT A C設定及び配分案について説明をいたします。

資料2-3をお願いいたします。

まず、T A Cにつきましては、26万4,000トンということでございます。

設定の考え方でございますけれども、先ほど高瀬課長からの説明にもありましたとおり、北太平洋漁業委員会、N P F Cにおける資源状況をめぐる議論等を踏まえ、前年と同量とするということでございます。

N P F Cにおける資源評価の結果につきましては、3の部分にありますけれども、まず、(1)でございますが、平成28年以降、我が国研究機関におけるA B Cの算定は行っていない。(2)にありますように、2018年のN P F Cのサンマ小科学委員会におきましては、資源評価に適用するデータの取扱いについて、メンバー間で見解の相違があって、資源評価結果の合意に至らなかった。これを受けまして、同年の年次会合では、2019年の科学委員会で一致した資源評価結果を得るべく作業を進めることが合意されてございます。

配分につきましては、漁獲可能量の配分シェアの見直しについてということで、水産政策審議会の第84回の資源管理分科会の資料に基づきまして、漁獲実績等に基づき配分してございます。詳細については、次ページに掲載しているとおりでございます。

なお、パブリックコメントを募ったところでございますが、ご意見等はございませんでした。

さんまについては、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 内容についてはではないんですけども、多分これは遅延作戦で結果出すのをおくらせているんだと思うんですが、2019年、今年度ですね。結果が出ることで合意したというのは一つの進歩だと思うんですが、これをちゃんと前に進めるようにご尽力いただきたいというコメントでございます。

以上です。

○山川分科会長 ご意見ということでよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

ほかにもございますでしょうか。

小杉委員。

○小杉特別委員 特別委員の小杉です。

平素より水産庁を初め、さんま漁業の資源管理や経営安定について、ご指導、ご鞭撻をいただいておりますことにつきまして、この場をかりてお礼を申し上げます。

先ほど、本年度のさんまTACについて、水産庁より説明がありました。当組合でも大臣管理分のTACについて、安定的な供給を確保するため、昨年並みの水準を希望しておりましたので、今回希望に沿った形でTACが設定、配分されたことに感謝を申し上げます。

その上で、1点だけ要望を述べさせていただきます。

現在、北太平洋のさんま資源は日本のみならず、韓国、台湾、中国、ロシア、多くの国々が利用しておりますが、既に北太平洋漁業委員会、いわゆるNPFCでの枠組みのもとで国際的な資源管理が行われております。

許可隻数のキャッピングやIUU漁船への対応など、現在も資源管理処置が講じられておりますが、実効ある資源管理を行うためには、資源を適切に評価するとともに、漁獲可能量を設定し、関係国間で漁獲量を管理することが不可欠です。

例年ですと、北太平洋漁業委員会も7月ごろ開催されると思いますので、さんま漁業団体の切なる要望として、今年こそ日本提案が実現し、実効ある資源管理の処置が講じられますよう、関係機関の皆様によろしくお願い申し上げます。

以上です。どうもありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ご要望を承ったということによろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

1点質問があるんですけども、昨年のNPFCでも、今年度は資源評価については少なくとも合意をするということで、この資料でも暫定的な資源評価を完了することで合意とあるんですが、この暫定的なということの定義づけと申しますか、NPFCの加盟国間での理解というのは一致しているのでしょうか。

というのは、この暫定的な資源評価が出れば、これに基づいたTAC設定のほうに議論がしっかり移行していくという道筋をつけていく必要があるのだと思うんですけども、そのあたりは同じ方向性というのを加盟国のほうでは見れているのでしょうか。

○山川分科会長 これについては、いかがでしょうか。

○資源管理部長　そういう理解で結構です。

○山川分科会長　ほかにございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、さんまのTAC設定と配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長　特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、次に、まさば及びごまさばにつきまして、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○漁場資源課長　続きまして、資料2-4をごらんください。

まさば、ごまさばの平成30年度資源評価結果をご説明いたします。

まず、まさば、ごまさばは全部で4系群ございますが、まさばの太平洋系群からご説明いたします。

当系群は、産卵場が主に伊豆諸島周辺海域にあります。このほか、足摺岬、室戸岬周辺の太平洋南部などに産卵場があります。

漁場は、主として北海道の東、道東から熊野灘・紀伊水道にかけてであります。

次のページの漁獲量ですが、1978年がピークでありまして、121万トンに達しております。その後、減少をして3万トン程度まで落ち込みましたが、その後は増減を繰り返して、2013年以降は増加をしております。2017年には33万1,000トンを漁獲しております。

中国、ロシアも漁獲をしておりまして、2017年の漁獲が中国15万4,000トン、ロシア5万3,000トンと推定をしております。

資源の動向ですが、資源量の推定結果を4ページに示しております。

2013年に大きな加入がありまして、資源量が305万トンとなりました。その後、さらに増加をして、2017年には509万トンと推定されております。

次のページですが、これは親魚量の推移であります。

2017年の親魚量は90万6,000トンと推定をしております。加入量の水準が低下すると想定される親魚量が45万トンと推定をし、これをBlimitとして設定をし、これを低位水準と中位水準の区分としております。2017年の親魚量は90万6,000トンですので、Blimitを上回る中位水準であったと判断をしております。

動向は、過去5年の親魚量の推移から、増加と判断をしております。

次、めくっていただきまして、2019年ABC表とありますが、幾つかシナリオを提示しておりますけれども、親魚量の増大を目指す場合は65万9,000トンから79万6,000トン、親魚量の維持を目指す場合には87万9,000トンから104万9,000トンを提示しております。

次に、まさば対馬暖流系群です。

当系群は、漁場が東シナ海韓国沿岸、九州北西岸、日本海西部でありまして、産卵場は、東シナ海南部の中国沿岸から東シナ海中部、九州・山陰沿岸にわたっております。

次のページに漁獲の動向が出ておりますが、1996年に41万トンまで増加して以降、おおむね8万トンから12万トンで推移をしております。

2017年の漁獲量は、日本が11万1,000トン、韓国が10万4,000トンで、合計21万5,000トンであります。

このほか、中国の漁獲がありますが、まさばとごまさばの魚種別漁獲量等の情報がないため、評価には含んでおりません。

資源の動向ですが、資源量の推定結果を10ページに示しております。

2017年の資源量は、59万トンと推定されております。

その次のページに親魚量の推移を示しておりますが、2017年の親魚量を19万6,000トンと推定をしております。加入量水準が低下すると想定される親魚量が25万トンでありまして、これをBlimitと設定して、低位と中位の区分としております。2017年の親魚量は19万トンと推定をしておりますので、水準を低位と判断しております。

資源の動向は、過去5年の推移から増加と判断をしております。

2019年のABCですが、親魚量の増大を目指す場合には19万9,000トンから23万4,000トン、現状の漁獲圧を維持する場合には26万8,000トンから30万6,000トンなどを提示しております。

次に、ごまさば太平洋系群です。

当系群の漁場は、主に北海道の道東から土佐湾～日向灘にかけてであります。

産卵場は、主に伊豆諸島の周辺から西の黒潮周辺域であります。

漁獲の動向ですが、2006年漁期に19万3,000トンと高い水準を示しておりますが、2011年以降は減少傾向にありまして、2017年漁期は3万2,000トンでありました。

資源の動向、資源量ですが、2009年、2010年に高い水準になりましたが、2011年以降減少してありまして、2017年は23万1,000トンと推定されております。

過去5年間の資源量の推移から、動向は減少と判断をしております。

次の親魚量ですが、2017年は9万2,000トンと推定をされております。

1995年以降に極端な加入量の低下が見られないということから、この期間の最低親魚量の3万8,000トンをBlimitとしておりまして、これを低位水準と中位水準の区分としておりますが、2017年の親魚量は中位水準であったと判断をしております。

2019年のABCですが、親魚量の増大が得られるシナリオのABCが6万8,000トンから8万1,000トン、現在の漁獲圧を維持するシナリオではABCが6万6,000トンから7万9,000トンとなります。

次に、ごまさば東シナ海系群です。

当系群は、主な漁場が東シナ海から九州南部沿岸でありまして、産卵場が東シナ海中部・南部から九州南部沿岸、それから九州西岸にも至っております。

漁獲の動向ですが、1970年以降5万トン前後で推移をしております、2017年は3万1,000トンであります。韓国が1万1,000トン、そのほかに漁獲をしております。この資源も中国の漁獲がありますが、先ほどのまさば同様、ごまさばとまさばの区別がつかないなど、情報が少ないため評価には含んでおりません。

資源量の動向ですが、1992年以降比較的安定しております、2017年の資源量は11万2,000トンであります。

Blimitは1992年以降の最低水準の親魚量である3万3,000トンを設定しております、2017年の親魚量は4万8,000トンと推定されておりますので、Blimitを上回っております。このことから、資源水準は中位と判断をしております。

また、過去5年間の資源量の推移から、動向は横ばいと判断をしております。

2019年のABCですが、親魚量を増大させるシナリオの場合はABCが3万トンから3万6,000トン、親魚量を維持する場合にはABCは4万1,000トンから4万7,000トン程度を提示しております。

以上です。

○資源管理推進室長 続きまして、まさば及びごまさばのTACの設定、配分の案についてご説明します。

資料は2-5となります。

まず初めに、TACでございませけれども、海域管理を導入するということを今回ご提案させていただきます。

背景につきましては、別紙1をお願いいたします。

22ページになります。これまで、まさばとごまさばにつきましては、生物学的な特徴からそれぞれ太平洋側と日本海側に2つの資源グループがあるということで、ABCを算定してございます。

また、管理におきましては、まさばとごまさばが区別できないということで、同一の海洋生物資源として取り扱ってございまして、一部薩南海域等で重なることをもって、まとめたTACとしてきたというところでございます。

しかしながら、一部の重複ということをもちまして、異なる系群をまとめて管理するということは今後改めるべき、資源管理の高度化を図っていく上でも今後再考すべきということでございまして、これまでのTAC設定ですと、結果的に資源量が少ない系群については、ABCを超えて数量が配分されるおそれがあるというところでございます。

そもそも資源評価におきましては、独立して存在するものではなく、交流があるということも認識して、その上で、その下の図の資源評価の部分にありますように、海域で区分することで対応をしてきてございます。

こういったことから、TAC設定につきましても、今漁期から資源評価と同様の考え方を適用したいと考えてございます。

また、設定の考え方につきまして23ページの別紙2をごらんいただきたいと思います。

こちらは、太平洋系群の管理についてでございますけれども、まず、まさばの太平洋系群につきましては、長期間にわたって低位の水準であったわけでございますが、Blimitへ回復を目指した取り組みの結果、現状は中位水準まで回復しているという状況でございます。

今後につきましては、この増大基調にある資源をさらにどの水準まで回復していくのかということで、資源管理におきましては、次のステージに移行するというふうに考えてございます。

また、改正漁業法におきましても、MSYを達成する水準を資源管理の目標としてございまして、漁業の成長産業化、また、我が国が享受する利益の最大化を目指すということでございまして、まさば太平洋系群につきましては、まさに優先して取り組むべき資源ではないかと考えているところでございます。

こういったことから、2019年漁期のTACのもととなる数字につきましては、親魚量の増大というシナリオで算定されたABCのターゲットを基本にしたいと考えてござい

ます。

また、ごまさばの太平洋系群につきましては、まさばと区別されずに採捕されているという実態を踏まえまして、こちらにつきましても親魚量の増大シナリオを採択するという方向で検討していきたいと思えます。

19ページに戻っていただきまして、今ご説明したとおり、太平洋系群につきましては、まさば、ごまさばについては親魚量の増大シナリオということで、A B Cのターゲット、まさば太平洋系群につきましては65万9,000トン、ごまさば太平洋系群につきましては6万8,000トンとするということで、ご提案したいと思えます。

また、日本海の海域についてでございますけれども、まさば対馬暖流系群につきましては、現状の漁獲圧の維持シナリオで算定されましたA B CのLimitのうち、日本のE E Z内分の21万5,000トン、また、ごまさば東シナ海系群につきましては、親魚量の維持シナリオで策定されたA B CのLimitのうち、日本のE E Z内分ということで、4.5万トンとしたいと考えてございます。

この資源評価結果につきましては、次の20ページの3番に記してございます。今説明した部分につきましては、黄色のハイライト部分でお示しをしているところでございます。

また、2の配分についてでございますけれども、まさば、ごまさばにつきましては、T A Cの一部を留保としたいと考えてございます。太平洋の海域については7万2,700トン、日本海の海域につきましては3万9,000トンを留保とするということでございます。

また、T A Cの配分シェアにつきましては、第84回の資源管理分科会の資料5に基づきまして、過去3カ年の漁獲実績に基づき配分するというところでございます。結果につきましては、24ページにお示しをしております。

また、こちらの資源管理分科会でもご審議いただいておりますけれども、来遊状況に応じて不足が生じた場合に、留保から配分するということにつきましては、引き続き行いたいと考えてございます。

ただし、再評価前に全ての留保枠を放出することはしないということで、少なくとも留保枠の2割程度は残すということでございます。

また、都道府県間と大中型まき網漁業の間の移譲につきましても、これまでどおり継続をしていきたいと考えてございます。

この魚種のパブリックコメントにつきまして、ご報告したいと思います。

パブリックコメントを募りましたところ、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群につきましては、資源評価の不確実性が高く、また、外国では漁業が適切に管理されていない状況において、我が国だけが系群別のTACを設定することには懸念があるというご意見をいただいております。

これに対しましては、まさばとごまさばについては、中国の漁獲量はまさばとごまさばが魚種別に計上されていないことと、直近年の値が得られないことなどから、資源評価において考慮しておらず、そのことが資源評価結果に不確実性をもたらしている可能性というものはやはり考えられますが、不確実性を避けることを目的に資源量を反映する指標を用いて計算値を補正しております。

加えまして、本年度の評価からはこれら両系群につきましては、補正に用います指標の追加や改善を行っております。

さらに、資源評価の精度向上を目指しまして、ネット、トロール網、魚群探知機などを用いた資源調査船調査を行いまして、データのほうを集めております。

このように、資源評価につきましては、利用可能な最善のデータを用いて行っております。

また、まさば、ごまさばとも分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源ということでございまして、主たる生息水域が我が国の排他的経済水域にございます。

このような資源につきましては、今後2国間協定などの枠組みを通じまして、管理の徹底を図っていくために、自国の管理をより適切な形としていく必要がございまして、国内でしっかりと管理を行って、これに基づいて関係国にも管理の強化を働きかけていくことが、国連海洋法条約に定められた沿岸国の責務であり、権利でもあるというふうに考えております。

また、来遊状況によって不足が生じた場合には、留保枠を迅速に配分する仕組みとしてほしいとのご意見をいただきました。

これに対しましては、先ほど説明しましたとおり、浮魚類の留保分の配分につきましては、現在、水産政策審議会資源管理分科会の審議事項とさせていただいております。制度のさらなる柔軟な運用に向けて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

まさば、ごまさばについては以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

近藤委員。

○近藤特別委員 遠旋の近藤でございます。

今回、さばに系群別TACを導入するというので、九州から日本海にかけての海域は、近年の実績から考えると、例えば、資源評価では予期できないような資源の変動がある場合などには、厳しい数字であると考えております。

このことに関連して、ご意見、ご質問をさせていただきます。

まず、対馬系の資源は、外国水域とまたがる資源のために、不確実性が多く、卓越的な来遊が発生する可能性があります。留保枠は不足の発生が予想された段階で速やかに配分されるよう、よろしくお願いたします。

次に、国の留保枠は不足が生じない限り最後まで留保されるのでしょうか、それとも、漁期後半には留保枠の再配分を行うのでしょうか。

抑制し過ぎて過剰に余らすのも問題と思いますが、国として留保枠を含めたTACの有効的な運用方法をどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○山川分科会長 留保枠の運用につきまして、岩本資源管理推進室長、よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 留保枠の運用につきまして、ご意見いただきました。ありがとうございます。

先ほどパブリックコメントに対する回答の中でもご説明させていただきましたけれども、留保枠を迅速に配分ということが現場の漁業者にとっても重要だということで、なるべく柔軟な対応、運用に向けた検討をしていきたいと思っております。

また、2点目に、留保枠を最後までどのような形で使うのかという質問がございました。

基本的には、来遊状況等を踏まえまして、不足が生じた場合に使うということで運用させていただいてございますけれども、最終的に余らせてしまってもというお話がありましたので、このあたりにつきましては業界の関係者の方々ともご意見をいただきながら、今後どういった形で進めていくのかということをご検討をしていきたいと思っております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

近藤委員。

○近藤特別委員 漁業者はその予測も難しい状況の中で、毎日操業を行っています。

今後のTACの運用に当たっては、これまで以上に漁業者や業界を初め、生産側の声を聞いていただき、柔軟な管理、対応をお願いします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、ご意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

井本委員。

○井本特別委員 山陰旋網の井本です。

先ほど、岩本室長のほうからご説明があったんですけども、従前のTAC設定だと結果的に資源量が少ない系群については、ABCを超えて数量が配分されるおそれがあるということですけども、過去にどちらか一方のABCを超えて大幅に漁獲されて、それが資源に悪影響を及ぼしたというような事例がもしあれば教えていただけますでしょうか。

○山川分科会長 神谷資源管理部長。

○資源管理部長 私が資源課長をやっておりましたときは、確かにそういう事例が結構あって、苦慮したという記憶がございます。

具体的に何年の魚種が何かというのは、ちょっと今すぐ思い浮かびませんが、そういった経験もあるんで、今回、資源が全て上向きに向かっているときにこそ、ちゃんとやっていくチャンスじゃないかなと思って、導入させていただきました。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○井本特別委員 ありがとうございます。

いわしのときもそうなんですけれども、系群別のTACの運用に当たっては、これまでも柔軟な対応をとということで、近藤委員もおっしゃられたんですけども、さば等の多獲性魚種というのは加入の変動が大きいということもありまして、ただ、その利用の汎用性においては、鮮魚というだけではなくて、凍結とか、加工とか、餌料といった、地元の地場産業に大きな影響を与える資源になっております。

資源評価に合わせるという趣旨は理解できるんですけども、系群の交流が認識され

ているという以上、原則的には系群別で管理を行うとしても、突発的な加入があった場合には、国全体のTACの内数として取り扱ってもよいのではないかというふうに感じております。

先ほどの近藤委員の重複になりますけれども、今後は漁業者だけではなくて、各産地の意見等を吸い上げて、運用に当たっては地域の産業としての観点からも影響を与えるということを考慮しながら運用を進めていただければというふうに思います。

以上です。

○山川分科会長 ご意見いただきましたけれども、何か事務局としてご発言ございますか。

よろしいですか。

では、ご意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

では、柳内委員。

○柳内委員 柳内でございます。

まさば太平洋系群の資源が中位水準まで回復したということで、十数年資源管理計画で携わってきた漁業者としては、幾分か安堵しているところでございます。

今ご説明いただいたとおり、資源管理における、まさばに関して次のステージに移行するというところで、そこで1つお願いがございます。

さばに関しましては、N P F Cの行方がまだはっきり見えてきていないと感じております。また、日露の地先交渉で、ロシア船へのさば漁獲枠がふえていく流れも感じつつある中、今後もその資源回復途上にあるさばに関して、外国船の過剰な漁獲が起らないような状況を維持できるよう、改めて水産庁の皆さんにはお願い申し上げます。

また、そういった海外も含んだ環境変化が起こり得る時代になってきたということで、今後MSY議論を初め、ステークホルダー会合等でいろいろとわかりやすい丁寧なご説明をいただける場を、漁業者向けにも設けていただけると助かりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○山川分科会長 N P F Cあるいは日露の関係ですけれども、何かございますでしょうか。

○資源管理推進室長 貴重なご意見、ありがとうございます。

柳内委員がおっしゃったように、そういったことも踏まえながら、今後の資源管理の方向性を検討していかなければならないと考えてございます。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

ほかにご意見、ご質問。

田中委員。

○田中委員 コメントを3点。

これは海区別に分けるということについては、基本的には賛成なんです、なぜ賛成かということ、かつては国際捕鯨委員会で海区別に割り当てた理由がありまして、それは系群の境界がわからない。

例えば、2つの系群があって、A海区には1番目、B海区には2番目の魚種がいて、それを2つあるの知らないで、2種合わせて、2つ系群を合わせてTACを出したと。知らないで、A海区のほうがとりやすいので、A海区だけから全部とったと。ということは、1番目の系群から全体の漁獲をとるということになるわけですね。あつという間に絶滅ということがありまして、系群別に管理するときには海区別に管理するのがいいということだったと思います。

そういう意味で、海区は分けたほうがいいんですが、これは一方で漁業者サイドからすると、これ以上細かく分けてくれるなど。当然そういう主張は出てくる。そんな細かくとれないぞと、回遊魚は。ということで、その点も今後ご配慮いただきたいということですね。

それから、国連海洋法条約でということも岩本室長のほうから意見ありましたけれども、そういう意味ではこのやり方でうまくいっているということを示していけばいいんじゃないか、事後的にですね。それでいいかなと。

そういうふうに言うと、まさばの太平洋系群は別に全国1本でもふえたじゃないかと言われちゃうかもしれないんだけど、海区別にやるのが一応安全策ではあると。

それから、3つ目は、N P F Cの関係でいえば、まさばは太平洋に限っていえば日本の領域の中に産卵場があるわけだから、ストラドリング・ストックなんだから、勝手にとるなという主張も展開していただきたいというお願いでございます。

以上です。

○山川分科会長 ご意見承ったということでよろしいでしょうか。

では、ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

今回の新しい管理に向けたステップとして、非常に心強く思っております。

といいますのも、N P F Cを含めて、こういった不確実性がある中で、予防原則に従った方向性に切りかえていくということは、N P F Cでの議論というのをリードできますし、さらに、議論する際の国際世論の支持というのは非常に得られやすくなると思います。

そういう意味では、国際社会では漁獲実績ではなくて管理実績に基づいて、議論の誰がリードできるかということが非常に明確に変わってきますので、そういった意味で、国内でご苦勞はあるかと思うんですけれども、この方向性でしっかり国際的な管理に向けた国内の管理というのを強化していただくということを喜んでおります。

ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもご意見ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、まさば及びごまさばのT A C設定及び配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、ずわいがにのT A C設定と配分について、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○漁場資源課長 資料2-6をごらんください。

ずわいがにの平成30年度資源評価結果をご説明いたします。

まず、オホーツク海系群からご説明いたします。

当系群は、日本水域からロシア水域に分布をしております、季節移動をしている可能性が高い系群であります。日本漁船は分布域の南端部の資源を漁獲していると考えられておまして、沖底と刺し網で漁獲しております。

漁獲の動向ですが、漁獲量は1999年以降に減少しまして、2011年漁期から増加をしましたが、また減少して、2017年は438トンという漁獲実績であります。近年、ずわいがに狙いの操業がふえたこと等により、近年は漁獲が多少ふえてきていると考えられております。

資源水準は、沖底とトロールのC P U Eの最高～最低の値を3等分しまして、2017年は低位と判断をしております。

資源動向は、直近5年間の分布密度の推移から、減少と判断をしております。

先ほども言いましたように、当系群はロシアとのまたがり資源でありまして、ABCを算定しておりません。オホーツク海系群、そのサハリンの東部で数千トン以上が漁獲されていると推察されておりまして、日本漁船による近年の漁獲量が資源に及ぼす影響は大きくないと考えております。

参考値として、5ページに2019年の算定漁獲量というものを示しております。

次に、太平洋北部系群です。

主に、福島県の沖底が漁獲をしております。

漁獲の動向につきましては、1995年漁期に535トンと過去最高になって以降、減少しております。

東日本大震災後以降の漁獲はわずかでありまして、2017年漁期は12.2トンです。

資源状態については、2017年漁期以降、減少傾向にあります。2014年漁期に過去最低となりましたが、その後微増しまして、2017年には543トンと推定をされております。

親魚量は、2012年から2014年漁期後に低い水準となりましたが、2017年漁期後には213トンとなりました。

資源水準につきましては、震災前の資源量の最高値である1,777トンを高位と中位の境界としておりまして、同じく最低値の496トンの中位と低位の境界として判断しております。

2017年漁期の資源量は543トンと推定しておりますので、資源水準としては中位。直近5年間の資源量の推移から、動向は横ばいと判断しております。

震災以降、漁獲圧が非常に少ない状態が続いているにもかかわらず、資源量が明確に増加をしていないということで、この理由ははっきりとはしておりませんが、海底の物理的变化や高水温、まだらなど高次捕食者の増加による資源死亡の増加などが原因として考えられます。

2019年のABCは、9ページに示しておりますが、適度な漁獲圧による漁獲のシナリオにおけるABCとして70.0トンから86.3トンなどを提示しております。

日本海系群の、まずA海域ですが、A海域は富山県以西であります。多くが沖底、ほかには小底、かにかご漁業によって漁獲をしております。韓国もこの資源、系群を漁獲しております。

漁獲の動向は、漁獲量が1960年代半ばと1970年ごろにピークを迎えまして、1万

4,000トンを超えましたが、急減をし、その後、増加してまた減少をして、2017年には2,769トンとなっております。

韓国の2017年の漁獲量は、1,869トンであります。これは日韓暫定水域内の漁獲を含んだものです。

資源状態につきましては、トロール調査結果に基づいて、漁期開始時点での資源量を推定しておりまして、2018年は2万1,700トンと推定しております。親魚量も同様に変動、2018年は4,200トンと推定しております。

Blimitとしては、1999年以降で資源が回復したことがある最も少ない親魚量である1,500トンを設定しておりまして、2018年の親魚量はこれを上回っております。

資源水準は、沖底の資源密度指数の最高値とゼロの間を3等分して、高、中、低を判断しております。2017年の水準は中位、動向は直近5年間の資源量の推移から増加と判断しております。

2019年のABCですが、加入量が2018年までは比較的良好な一方で、2019年以降は減少すると見込まれておりまして、現状の漁獲圧では従来と同様の親魚量の維持が困難と考えられております。

今後の悪い加入を考慮した場合でも、従来と同様に親魚量を維持することを管理目標とし、これらの状況を考慮した漁獲シナリオにABCを算定しております。

近年の平均親魚量の維持のシナリオにおけるABCとしては、2,300トンから2,800トンとなります。

次に、日本海系群のB海域です。

B海域は、新潟県以北の海域であります。主に、小底と刺し網で漁獲をされております。新潟県、山形県、秋田県に漁獲をされておりますが、8割程度新潟県が漁獲しております。

漁獲量についてですが、1980年代まで2回ピークがあった後に減少しておりまして、1990年代以降、200トンから400トンで推移。2017年は227トンでありました。

資源量については、かご調査の結果に基づく現存量と、2017年漁期の漁獲尾数を用いて、漁期開始時点の漁獲対象資源量を推定しております。2017年には4,000トンと推定されております。

当資源、Blimitを設定しておりませんが、資源水準は沖底と小底の漁獲成績報告書をもとに、資源密度指数から判断をしておりまして、2017年の資源水準は高位と判断をし

ております。

資源動向は、直近5年間の資源量の推移から、横ばいと判断をしております。

2019年のABCとして、適度な漁獲圧における漁獲のシナリオの場合、ABCは390トンから480トン、親魚量の確保のシナリオの場合は、490トンから600トンなどとなっております。

最後に、北海道西部系群ですが、主にずわいがにかご漁業で漁獲をされております。

漁獲量は、1986年漁期には80トンを超えておりましたが、1987年漁期以降減少しまして、2017年漁期は17トンであります。2009年から2017年漁期の漁獲量が低迷している理由は、漁獲努力量が減少したことによるものと考えております。

資源水準の動向は、CPU Eから判断をしておりますして、2017年漁期の資源水準は中位と判断をしております。

CPU Eの推移から、動向は横ばいと判断をしております。

2019年のABCですが、知事管理漁業における複数の制限条件など、資源の持続的利用のため、管理が資源の持続的利用に奏功していると考えております。1997年漁期以降、最大漁獲量である43トンを2019年漁期のABCとして提示しております。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

○資源管理推進室長 続いて、私から、TAC設定及び配分の案について、説明させていただきます。

資料は2-7でございます。

まず、TACでございますけれども、枠の中の設定の考え方をごらんいただきたいと思っております。

まず、日本海系群のA海域でございますけれども、次のページに資源評価結果を表にしておりますが、そのハイライト部分を説明していくような形になります。

近年の平均親魚量の維持シナリオで算定されましたABCのLimit、2,800トンとするということでございます。

次に、日本海系群のB海域でございますけれども、親魚量の確保シナリオで算定されましたABCのLimit、600トンと同量とするということでございます。

次に、北海道西部系群でございますけれども、1997年度以降の最大漁獲量シナリオで算定されましたABCのLimit、43トンと同量とするということでございます。

オホーツク海系群につきましては、主たる生息水域が外国水域にあるという資源でございますので、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮しまして、来遊状況が良好な場合に対応できる数量としまして、近年の最大漁獲量を基礎としました1,264トンとしたいと考えてございます。

最後に、太平洋北部系群でございますけれども、適度な漁獲圧による漁獲シナリオで算定されましたABCのLimit、86.3トンと同量とするということでございます。

次に、37ページの配分についてでございますけれども、こちらにつきましても、水産政策審議会の84回の資源管理分科会の資料5の、TACの配分シェアの見直しについてに従いまして、漁獲実績等に基づいて配分をしたいと思っております。結果につきましては、39ページに紹介してございます。

また、日本海系群のA海域とB海域につきましては、TACの一部、A海域につきましては196トン、B海域については42トンを国の留保としまして、採捕の動向に応じまして配分をしたいというふうに考えてございます。

また、パブリックコメントを募ってございますが、ご意見はございませんでした。

ずわいがにについては、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。1点コメントと、1点質問をさせていただきます。

ずわいがにの日本海A海域の系群についてなんですけれども、ページで申し上げますと30ページになります。

結論として、今回提示されたTACに反対をすとかそういう意味ではなくて、この30ページの下の方の資源評価のポイントというのだけを見ると、資源の水準が現在中位で、動向は増加と書いてあります。

課長の説明、ちゃんとご説明なさっていて、2019年には加入が大幅に減るというようなこともお話しされているので、この場にいれば当然そのことはわかっている、TACが低いというのも理解できるんですけれども、残念ながらこの表に出る、漁業者の方は説明会とかで十分納得されているかは別にして、説明を受けられていると思うんですが、ずわいがにというのは去年パブリックコメントに観光業界からコメントがあったりして、

割といろんな地域の社会の人たち、流通業者もかかわってくるので、こういう表に出る資料にもそういうことを少し入れていただくとわかりやすくなるのではないかと。今の説明で十分かと思うんですけども、どうしてTACが減るんだという疑問は、これだけを見ると出てくるのではないかと私は考えています。

TACが減るということについて、何か疑問があるとか、問題があるとかという意味で申し上げているわけではありません。

もう1点なんですけど、韓国の漁獲量が1,800万トン以上あるというふうにおっしゃったと思うんですけども、これが日本の資源量に影響があるというような、割とごく一般的なのわさという程度のことを聞いたりもするんですけど、そのあたりはいかがなのかということ、この場をかりて質問させていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 では、高瀬漁場資源課長、よろしくお願いいたします。

○漁場資源課長 1点目は、ご指摘のとおりだと思います。

ちょっとそういうふうには、この中にうまくそこが書き込めていないので、見る限り資源はよくなっているのにどうして減るんだというのは、確かにそのとおりでありますので、資料の作り方について工夫をしていきたいと思っています。

2点目のご質問ですが、韓国の漁獲がもちろん日本の漁獲といいますか、資源全体には影響を与えていると思いますけれども、そのことも資源評価には含まれておりますので、それも込みの資源評価であると理解していただければと思います。

これでお答えになっていきますか。

○東村委員 はい。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

船本委員。

○船本特別委員 鳥取県底の船本です。

日本海海区の今年のTACということで、2,800トンいただいております。

38ページの資料に基づいて話をしますけれども、2,800トンということで、去年はまず5月に3,600トンということで前年比マイナス100トンということでいただいて、地元のA海区の漁師では、それぞれ地区ごとにどうやって守っていこうかということで話をしたわけです。

それで、10月にまた3,200トンという漁師にとっては劇的な数字をいただきまして、

これはどういうふうなことになるんだろうかということで、見通しも含めてこれくらいせないけんのかと言いつつ、実は県によって、私の地元の鳥取県でもいろいろ議論が出たんですけれども、実は、前年の漁獲量はクリアしとったんです、もらった3,200トンに基づいて配分してもらった数字では。

というのが、おとしは非常に時化が多くて、漁獲が少なかったという現実もありまして、ちょっと3,200トン、一部禁漁区を増やしたりという資源保護策をやりましたので、様子を見ようということにしておったんですけれども、ふたをあけてみましたら、11月に鳥取県では前年比135%の漁獲だったんです。

これは待てよ、いけんということで、それから甲幅のアップであるとか、それから、1隻当たりの漁獲量の割り当てであるとか、それから休漁日の設定であるとか、前年並みぐらいの漁獲量に12月、おさまったんですけれども、12月末でTACの90%を超えるというようなことで、マスコミさんにかなりせき立てられてという、かなり宣伝していただいて、苦しい運営、見た目にはなったわけです。

漁業者としては1月以降、漁獲割り当てじゃないんですけれども、自主的に1隻当たりの漁獲を決めてやろうということで、TACの管理については守る自信があったし、それを目いっぱい供給する責任も漁業者にはあるという認識で、管理はできたというふうに思っているので、TACの管理としては一番、90何%まで消化できたので、漁業者の役目も果たしているのではないかなというふうに思ったんです。

ところが、やっぱり11月の漁獲のところは、多くとったところは、ほかの業界であるとか、あるいは他の地域であるとか、多くないところもありましたので、価格面でご迷惑をかけたとか、それか、とったおかげで1月以降の模様はどうなるのかというようなことで、問題にもなったわけです。

それは、1月以降の観光のツアーを、観光業者さんはマスコミ情報をもとにキャンセルしたりとか。ということになると、1月以降来られたお客さんに対しては十分な漁獲量は提供できてやっておるんですけれども、ツアー自体が中止になったということで、いろんな運用上の、TACの管理はできても、やっぱりそのかにを供給していくという運用上の問題が発生したということで、漁師の団体も認識しておるところです。

これは半年前から、5月にできた段階から、どういうふうな、今年の漁期に加入に基づいて運用していこうというのは、漁業者だけじゃなくて、仲買、小売、それから飲食、観光、物流、いろんなところが設備投資を含めて計画するわけでした、それをまた10月

に突然ぽんと減らされるということになると、前年のような天候だったら、それはそれでよかったかもしれませんが、いろんなことが重なって苦渋の決断をせざるを得なかったというようなこともありますので、ぜひTAC上の資源管理の委員会としては問題ないかもしれませんが、前広に情報を提供していただいて、早い段階からこういうふうになりそうだとか、そういうことも含めて、天候であるとか、漁模様であるとか、資源量であるとかいうことを前広にご提供いただきましたら、ほかの業界、あるいは地区、地区の懇談会というか、集まりにいろんな対策が練られるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひその件を、TACを守るだけはできると思うんですけども、そうじゃなくて、やっぱりTACが今減っていく中で、漁獲金額をキープするのが我々の生きる道になってきますので、ぜひご協力いただいて、そういうところを考慮いただけたらというふうに思います。

それが1点と、それから、もう1点質問がありまして、そのABCの算定基礎は、多分去年5月の定点調査の結果だと思うので、この数字には、表には出てきていませんけれども、年齢の組成の当たりであるとかいうことで、今年以降の漁獲は細くなるんじゃないかなということは、もう5年ぐらい前から漁師も対策を考えていろいろやってきたところです。

ただ、去年の定点調査以降にその禁漁区の設定であるとか、甲幅のアップ、それから1隻当たりの漁獲量の削減であるとか、休漁日の設定であるとかいうことで、漁師はいろんなことで資源保護の対策を打ってきております。

そういうことも含めて、結果的に水がにというか、親魚になるのかならないのかわからないけれども、水がにの漁獲量は前年の半分以下になっておると思います。

そういうことを含めて、そういうのが2,800トンのABCに影響を与えていないんだったら寂しいなということを、自分らがやっていることに自信が持てるようになるし、そういうことも踏まえて、2,800は2,900とか2,850となればありがたい話だと思いますので、そこいら辺考慮してもらっているかなという疑問がありましたので、その質問です。

2点、以上です。

○山川分科会長 では、第1点目のご意見のほうにつきまして、岩本資源管理推進室長、コメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 浜の現状をご説明いただきまして、ありがとうございます。

これまでの水産政策審議会でもなるべく数量を変えるのであれば早くと、現場に混乱が生じたということでお話しさせていただいております。

お話にあったように、やはり漁業だけではなくて、観光業とか、地元の産業にも大きく影響するというので、私も新聞等々も拝見させていただいてございました。

10月に昨年はTACを下げたということでもございましたけれども、そういう情報があればなるべく早目に皆さんにお知らせするというので、そういう情報提供をすることによって、関連する産業にも今後の方向性というのをある程度示していきながら、大きな混乱が起こらないような形で資源管理のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

○山川分科会長 2点目につきまして、高瀬漁場資源課長、よろしく申し上げます。

○漁場資源課長 漁業者の方々の自主的な管理の努力に対して、敬意を表しております。

それで、そのような管理の効果についても資源評価の中に、これはずわいがにだけではございませんけれども、考慮をしております。

昨年5月以降とおっしゃいましたけれども、どれだけ今回の資源評価の中にそれが考慮されているか、ちょっと具体的に申し上げることはできませんが、例えば来年の評価の中にもその管理の効果等についてはきちんと考慮しますし、それは評価書の中にも記述をされておりますので、決して漁業者の皆様の方々の自主的な管理について、ないがしろにしているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

○船本特別委員 すみません、もう1点だけ。

実は、去年11月に漁が好調であったというのは、時化がなくて稼働日数がふえたということが一番だと思うんですけども、それと同時に、その前の期に時化が多くて、漁獲が少なかった影響もあるんじゃないかと、自分らの感触では思っておるんです。

それで、要は、年齢、組成というか、ファンダメンタルズというか、そういうところで動いていく部分と、それから、去年がよかったとか、悪かったとか、とっていないとか、去年も水がには半分ほどしかとっていないとかいうようなフローというか、流動的な1年ごとによって変わっていく部分とあると思うので、そういうことも何かちょっと尺度というか、要素に入れてもらうような、組成ががーっと動いていくというファンダメンタルズはわかるけれども、それとは別に、去年とり損ねたからここは今年はあるんじゃないかとかいうようなことを思いながら漁師知っていますので、漁場に何かこう今年濃いなとか、薄いなとか、とり過ぎたかなとかいうこともあると思うので、そういうとこ

ろも加えた上で、何か1年ごとにちょっとプラスアルファ、マイナスアルファしてもらったらありがたいなというふうに思います。

○山川分科会長 高瀬漁場資源課長。

○漁場資源課長 ありがとうございます。

研究者の方々と漁業者の方々で意見交換とか、ヒアリングですね。そういう機会もあるかと思ひますし、その際によくよくお話を聞かせていただいて、それも資源評価に反映させていきたいと思ひております。

今後ともよろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 では、大森委員。

○大森委員 今の資源評価の部分で、去年もこの調査ポイント、定点のところは環境が相当変わって、状況が動いている部分を的確に今の定点で把握できるのかというご意見もあったと記憶をしていますので、今のご意見も含めて、やはりそういったことも含めた漁業者の意見も踏まえた評価をしていっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○山川分科会長 では、ご意見ということで、よろしくお願ひいたします。

船本委員。

○船本特別委員 すみません、もう1点だけ。申しわけないです。船本です。

もう1点、さっきちょっと出ていましたけれども、韓国漁船の話ですけれども、やっぱりこういうふうに資源の先細りが見通される中で、暫定水域、新漁業協定から20年もたっておるのにこういう状況で、暫定水域で操業できていないという現実を皆さんにもご理解いただいた上で、やっぱりこれは民間でやれというのは酷なというか、1年、2年しかできていないんだったら仕方ないけれども、十何年もできていない話を民間でやれというのは酷だと思ひます。

やっぱりそれで今は官民で漁業交渉をやらせてもらっていますけれども、これでさえも今、占有している現状からどれだけ引くかとか、そういう問題になっております。

根本的に韓国船と引いてもらって、自分らの昔とっておった漁場をとられておるのが現状ですので、ぜひ取り返してもらって、そうせんと資源も大分少なく、ほとんどおらんようになっておるといのが現状ですので、もう一回理解していただいて、国のほうで何とかキャンセルならキャンセルで、両方入らんなら入らんで、してもらうのが一番資源のためにはなる方法だと思ひますので、どれだけやらせてもらえるかということよ

りも、韓国を引いてもらうことも考えてもらわんといけんような問題になっておりますので、ぜひ漁獲量が細る現状を踏まえて、暫定水域の漁場整備というか、資源保護を何とかしてもらうように、水産庁のほうからも、外務省のマターなのかもしれませんけれども、よろしく願いしてもらったらというふうに思います。

以上です。

○山川分科会長 暫定水域に関しまして、水産庁として何かございますでしょうか。ご意見をいただいたということでよろしいでしょうか。

では、そういう強いご意見をいただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかにごございますでしょうか。

では、特になければ、諮問第315号につきまして、原案のとおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、続きまして、諮問第316号、内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示についてということで、事務局から資料のご説明をよろしく願いいたします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長の櫻井です。よろしく願いいたします。

資料3-1をごらんください。

初めに、諮問文を読み上げます。

元水推第70号

令和元年6月4日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業について公示すべき事項及び当該公示に係る許可の有効期間について（諮問第316号）

うなぎ養殖業につき、別紙の公示案により、許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を令和元年11月1日から令和2年10月31日までと定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1枚おめくりください。別紙の公示案です。

読み上げます。

農林水産省告示第 号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を次のように定める。

令和元年 月 日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 許可をすべき水産動植物の総量

にほんうなぎ 二十一．七トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 三．五トン

二 許可を申請すべき期間

令和元年六月十八日から同年九月十七日まで

備考

1 この告示に係る許可（以下「許可」という。）の有効期間は、令和元年十一月一日から令和二年十月三十一日までとする。

2 許可において定める水産動植物の量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。

3 許可には、次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一 国内の養殖場で飼育されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）

を国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。

二 出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。

三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四 にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

諮問文については、以上です。

1 枚めくっていただきまして、資料3-2をごらんください。

この総量については、この資料3-2の2の概要、①のところですが、大もとにはうなぎの国際的資源の保護・管理に係る4カ国・地域による共同声明というのがございます。

これに基づきましてやってきたわけですけれども、本年4月に開催された4カ国地域による会議の中で、この共同声明の考え方を継続するということが確認をされましたので、前漁期と同様に、にほんうなぎについては21.7トン、その他のうなぎについては3.5トンということで、国内の管理を進めていくということでやっていきたいという考え方です。

3の今後のスケジュールのところをごらんいただきたいのですが、公示日としては本年6月17日を予定しております。申請期間については、先ほど申し上げましたような、3カ月間おきまして、許可はうなぎの養殖のシーズンに合わせて11月1日ということを考えております。

それから、次のページ、資料3-3ですが、ちょっと1点申しわけありません。訂正をお願いしたいと思います。資料3-3の一番下の部分、令和2年漁期というのがありますが、ここのそれに続く括弧書きの部分、「令和元年11月1日～」の次の部分ですが、「令和元年10月」となっておりますが、「令和2年10月」の誤りですので、元の部分を2に、申しわけありませんが訂正をお願いいたします。

次に、何枚かめくっていただきまして、参照条文のところにページが振ってありますが、その4のさらにその次のページ、横紙でカラー刷りの資料がついてあります。資料、参考の1ですけれども、これは参考情報ということになりますが、現在有効な許可に基づいて行われている今シーズンのうなぎ養殖業のというか、しらすうなぎですけれども、池入れの状況についてご説明しておきたいと思います。

資料の下の部分の一番右側、棒グラフが3つ並べてありますけれども、平成29、30、31の我が国の国内の池入れ数量、4月末時点で並べたものです。

平成31年につきましては、この資料をつくった時点では未確定だったんですが、最新情報によれば、青い部分の国内採捕量は3.6トンということになっておりますので、トータルで15.1トン池入れされていますから、8割弱が輸入ものだという、赤い部分がぐっとふえるということになっております。

これは四角で囲んである黄色い部分の最後のところにありますけれども、我が国について見れば、今年度というか本漁期はしらすうなぎについては、極端な不漁だったということですが。

一方で、にはんうなぎの稚魚が採捕されるその他の国、地域では、一定量が確保されたということで、それが輸入されてきて、結果としては池入れ数量としては昨年漁期を上回る15.1トンが4月最新時点では確保されているということです。

今年は7月末が土用の丑の日ということになりますので、この時期になるとうなぎが、蒲焼きが食べられるのかというようなことが社会的な関心になってくるわけですが、この池入れ量からすれば、今年の丑の日に向けて供給される国内のうなぎは、昨年漁期に採捕されたものが一定量回ってくる。それから、今漁期に、11月から漁期が昨年始まっておりますけれども、早期のところ池入れされたものが早く大きくなって回されるというふうな供給ルートがありまして、いずれにおいても一定量が確保されておりますので、今漁期についてというか、今シーズンの丑の日に向かっては、例えば極端に品薄になって蒲焼きが食べられなくなるというようなことになるとは考えていないというのが今シーズンの状況ということでございます。これは参考情報ということですが、

説明については以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願

たします。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

質問は、ジャポニカ種が不漁だったというのはわかったんですが、その他うなぎ、ジャポニカ種以外のことを指しているんだと思うんですが、尾数で、後ろから3ページ目ですか、1,700万尾。これ、0.2グラムだとすると大体3.5トンで、多分満限ジャポニカ種以外入れていると思うんですが、その種の内訳というのはどんなものなんですかね。

○内水面漁業振興室長 貿易統計には種の区別がありません。なので、不明なんですけど、大半はアンギラ・ビカーラと呼ばれている、東南アジアで採捕されて我が国へ回ってくるものだというふうに考えております。

○田中委員 ビカーラ種だと、もともと資源量が大きくないので、たくさんとるとそれこそレッドリストにすぐ載っかっちゃうということが危惧されているところに持ってきて、余りとっているというのは何かまた国際的に批判を浴びるんじゃないかという、ちょっと心配がありますね。コメントですけれども。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、諮問第316号については原案のとおり承認していただいたということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第317号、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正についてということで、事務局から資料のご説明をよろしく願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の齋藤です。よろしく願いいたします。

指定省令の改正につきまして、資料4に基づきまして説明させていただきます。

まずは、諮問文のほうを読み上げさせていただきます。

元水管第217号

令和元年6月4日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第317号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

内容につきましては、資料4の後ろから2枚目のところをお開きください。

まず、1番でございますけれども、改正の概要ということで、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定と、北極協定と呼んでおりますが、この北極協定の締結によって我が国に課せられる協定の義務を履行するためのものというふうになっております。

じゃ、その北極協定というのはどうなっているのかということで、2番目の背景・経緯ということでございますが、（1）のアに、北極海中央の公海部分ということで、一番後ろのページに協定の水域図が載っております。北極点を中心といたしました協定水域、北極海、公海部分でございますけれども、ごらんの水域となっております。

この北極海の中央の公海部分ということでございますが、現在は氷で覆われているということで、どこの国も漁業活動といったものは行われていない状況でございます。

ただ、やはり近年この氷が溶けているということで、近い将来漁業活動が行われる可能性といったものが増大してきていると、こういった状況になっております。

このため、（イ）でございますけれども、この氷が溶けて漁業活動といったものが行われる状態になったら、それが無規制で行われることを防止するための枠組みといったものを、北極海の沿岸国、先ほどのところに書いてありますけれども、ロシア、米国、カナダ等の5カ国、あるいは漁業活動を行う可能性がある国、これは日本、中国、韓国、EU、これも5カ国でございますけれども、がそういった枠組みをつくらうということで協議が行われてきたところでございます。

協議につきましては、2015年から開始されまして、昨年10月に署名が行われ、我が国は令和元年、今年5月に国会の承認を受けたということでございます。

(2)に協定の主な内容が書いてありますけれども、①のところで資源管理措置ということで、将来的に締約国会合で資源管理措置を定めるまでの間について、各締約国は自国漁船による商業的な漁獲を行わないということになっております。

ですので、今回の省令改正につきましては、この①の商業的な漁獲を行わないといったものを担保する措置ということになります。

その他の協定の主な内容については、書いてあるとおり、科学的調査を行うとか、今後の取り組みとして地域漁業管理機関を検討するとか、こういった内容となっております。

省令改正の内容でございますけれども、商業的な漁獲を禁止するために指定省令第78条に当該水域における漁獲を禁止する旨を定めた条項を新たに追加したいということでございます。

具体的には、資料の2ページ目に書かれておりますが、新旧対照表になっておりますけれども、78条を新設いたしまして、中央北極公海における魚類の採捕の禁止といったものを設けたところでございます。

なお、本件につきましては、きのう6月3日ですけれども、行政手続法に基づくパブリックコメントを開始したところでございます。募集期間終了後、意見を精査した上で原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度分科会に諮問することとし、変更がなければ原案のとおりご承認いただければと考えております。

私の説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いたします。

田中委員。

○田中委員 すみません、興味本位でちょっと質問しちゃうことになるかもしれませんが、これはくじらとか、海産哺乳動物が入っていないのは、これはイヌイットの人たちへの配慮なんですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 これは対象としているのは、ご指摘のとおり魚類と定着性動物ということで、海産哺乳類については別の枠組みで要するに検討していこうという

切り分けをしております。

○田中委員 わかりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、諮問第317号については原案のとおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問第317号に関しましては、ただいまご承認いただいたところですが、先ほど事務局からのご説明ありましたように、本件については現在、行政手続法に基づくパブリックコメントを行っているということです。寄せられた意見を踏まえて、内容を大きく変更することとなった場合は、再度分科会に意見を聞いていただくということにいたします。

なお、答申に当たりまして、事務手続上の部分的な修正や文言の訂正等につきましては、私にご一任いただければありがたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、諮問第315号と316号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

元水審第4号

令和元年6月4日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和元年6月4日に開催された水産政策審議会第95回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第315号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第316号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業について公示すべき事項及び当該公示に係る許可の有効期間について

それでは、この答申書を廣野管理調整課長にお渡しさせていただきます。

(分科会長から廣野資源管理調整課長に答申書手交)

○山川分科会長 続きますして、報告事項に入ります。

まず、1点目としまして、太平洋くろまぐろの資源管理について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 お手元の資料5をお願いいたします。

資料5は、太平洋くろまぐろの漁獲の状況についてお示ししてございます。

上の段が30キロ未満の小型魚、下の段が30キロ以上の大型魚となっております。特に、今回ご説明いたしますのは、30キロ以上の大型魚について、特に、近海かつお・まぐろ漁業等という黄色のハイライト部分でございますが、漁獲上限362.6トンに対して、5月21日時点の漁獲は298.9トンということで、8割を超えているという状況でございます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。

この近海かつお・まぐろ漁業等の大型魚の漁獲の状況の報告についてということで、ご説明させていただきます。

まず、経緯でございますけれども、今期の第5管理期間の配分につきましては、この資源管理分科会のもとに、くろまぐろ部会を設置させていただきまして、漁獲可能量の配分の考え方を取りまとめたところでございます。

その中におきまして、その漁獲データが資源評価の指標に用いられている漁業につきましては、ある程度自由な操業の確保が回復傾向にある資源の精度の高い評価に不可欠。そういうことで、将来の漁獲高に直結するということでありまして、こういうことを踏まえて、この近海かつお・まぐろ漁業等に対しましては、大型魚の数量に対して国の留保から200トン上乗せをして配分していたところでございます。

2番のところで、今期の漁獲の状況でございます。

今期の漁獲、1月から始まってございますが、1月から急激に増加をしてございます。3月までに123.9トンということございまして、昨年の同時期に比べますと4倍近くの漁獲になっていた。それが、4月以降も続いているということでございます。

このような中、5月22日には消化率がもう82%ということになりまして、国といたしましても現状の数量の公表をしたところでございます。

また、5月28日には水揚げ数量が配分量の98%となりましたので、このままですと配分量を超えるおそれがあるということございまして、目的操業の停止等について勧告をしてございます。

なお、他の沿岸漁業におきましても、今期、大型魚の漁獲が好調でございまして、いくつかの都道府県におきましても、採捕停止命令などが発令されているという状況になってございます。

今後の対応について、3番でございます。

タイトルのところでございますけれども、留保からの追加配分の検討ということで、ご説明をさせていただきます。

近海かつお・まぐろ漁業等のうち、近海まぐろはえ縄漁業につきましては、4月から6月の大型魚の漁獲データが、資源評価に用いられているという状況でございます。

くろまぐろの基本計画におきましては、この精度の高いデータの収集が可能となるように、データの収集には配分した数量では不十分な場合には、必要な数量を国の留保から追加配分することができるというふうな規定となっております。

現状、国の留保については125.8トンとなっております。勧告を出した時点で水揚げの増加傾向を見ますと、この留保を全量配分した場合でも、6月末まで漁獲が継続できるような見通しが立たなかったために、一度勧告によりまして目的操業を停止してございます。

しかしながら、6月末までのデータがないよりは、やはり続いてはしないにしても、データがあるほうが資源評価には一定の寄与があるのではないかということが見込まれるということございまして、今後、今月中の操業の再開ができるように、留保からの追加配分の検討をしたいと考えてございます。

なお、来期以降の管理につきましては、このデータの収集の期間であります4月から6月までに漁獲が十分に行えますように、1月～3月の漁獲を厳しく抑制する等の管理方法について検討をする必要があると考えてございます。

また、次のページ、5ページをお開き願いたいと思います。

これは、省令の一部を改正する概要でございます。

まず、趣旨でございますけれども、くろまぐろにつきましては、30年1月から資源管理法に基づきまして数量管理を行っているところでございます。

この大臣が管理する大臣管理量につきましては、省令におきまして採捕の数量が大臣管理量を超えており、または超えるおそれが著しく大きいと認められたときには、採捕に関して行う必要な命令について定めてございます。

今般、この第5管理期間の基本計画におきまして、大型魚における大臣管理漁業の区分を変更してございます。

また、今年3月には融通に関する実施要領につきましても制定してございまして、採捕停止の発令後に、この命令の発令の前提となります条件が解消される可能性が制度上高まってきたということから、所要の改正を行いたいと考えてございます。

中身でございますけれども、まず、2の(1)にありますとおり、その大型魚の大臣管理漁業の種類別の区分を変更した部分でございます。

これは、下の枠内を見ていただきたいと思うのですが、第4管理期間までは近海かつお・まぐろ漁業と遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業、これが1つの区分になってございましたが、第5管理期間からはこれを2つに分けてございまして、かつお・まぐろとかじきに分けたということでございます。

これに対して、規定を変更するという内容が1点目でございます、2点目については次のページをお願いいたします。

採捕停止命令の発動要件に該当しなくなったと認める場合の規定ということでございます。

今般、融通について配分量が増加して、採捕停止命令の発動要件に該当しなくなったと認められるときには、この採捕停止命令の状態を解除するということができるように、解除に係る規定を新たに設けたいと考えてございます。

一度採捕停止命令を発動しますと、漁期の間、目的採捕ができないということになりますので、それを解除するというものでございます。

施行日につきましては、公布の日ということでございまして、以上、ご説明しました内容につきましては、第5管理期間の基本計画が現状の制度に合うようにしなければならないということでございまして、省令を改正するというものでございます。

この省令案につきましては、現在パブコメをしてございまして、パブコメが終わりましたらこの改正の進めたいと考えてございます。

説明については、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

大森委員。

○大森委員 近海かつお・まぐろの資源評価の部分で、4月から6月の部分を使うというのはWCPFCで増枠を勝ち取る意味でも大事だと思うのですが、そもそもなぜ1月～3月の管理を国としてしっかりやらなかったのか。そこはまず説明をしていただきたい。

その上で、留保枠を活用するというのも理解はするわけですが、5月21日の大型魚の今の状況を見ても全体で30.4%、それで、沿岸のところはまだ6.3%ということですが、県別に見ると沖縄県のようにかなりとれているところもあります。

今回融通という仕組みもつくったわけですので、それを十分活用するとともに、国の留保の部分で今後の状況によって、沿岸でも相当難しいというようなことが起きた場合にもちゃんと対応できるように、ここでその留保を使い切ってしまうというようなことがないようにお願いをしたい。

それから、この1月～3月の状況というのは本当にとれる状況だったということなんだろうけれども、どうして管理をしなかったのかということと、今後まだ残っている期間があるわけですが、近かつは終年操業ですので、ここをどうするのかということとあわせて教えていただきたいと思います。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 1月から3月の状況については、先ほどご説明したとおりでございますが、委員ご指摘のとおり、この期間の管理については、やはり今後反省すべきところは反省し、また、来漁期の1月から3月の管理に向けて、それを生かしていかなければならないというふうに考えてございます。

また、2点目にありました、今後、今回国の留保から配分するわけですが、この追加配分する場合にも、今後の超過ということで、国の留保はやはり一定程度は残しておかなければならない。また、ほかの漁業におきましても、今後大型魚の漁

獲については、かなり資源が回復しているということもあって、今後のためにも今持っている125トン全てを配分するわけではなくて、一定程度は国としても留保を残しながら配分のほうを検討していきたいと考えてございます。

○大森委員 その部分はよろしくお願ひしたいと思ひますし、近かつのそれぞれの所属の隻数の中で管理をしていくということですから、沿岸で目の前で水揚げがされるという部分とはちょっとわけが違ふわけですが、これまでの第5管理期間に至るまで、急激にとれてしまったような部分をどうやって迅速に把握をして、それを管理をして枠の中におさめていくかということをやつてきているわけですから、こういう状況が1月、2月、3月という、この3カ月にわたつて、私はそのままの状態にしていたと思ひますので、やはりこういった沖合の管理の部分についても、もう一度再考していただきたいと思ひます。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにございませうでしょうか。

田中委員。

○田中委員 コメントなんですけれども、2つあつて、1つはくろまぐる部会の一人としてこの枠が、資源学者の一人として絶対欲しいと言つてつけてもらったのに、とても残念です。というのがまず1点。

それから、2点目は、じゃ、この留保枠、どう有効に使うかということなんですけれども、確かに今までは自由にとつていたので、自由にとらせることで資源の大小を判断する指標にするという点では、全く自由にとらせるのがいいということになるわけなんです、かといつて、そのまま1月から好き勝手にずつととらせていると、あつという間に多分この先も消化してしまうことになつちゃうわけで、ですから、少しそこは例えば半分を試験操業枠としてどこかの船につけさせるとか、そういう方法を何か考えたほうがいいんじゃないかなど。

別の方法として、月別に割り当てるといふ方法もあるんですけれども、そうすると、ストップでちょっと今までと操業が違ふということになつちゃうんですが、だからといつて、例えば半分ぐらいまでは自由操業でとつていられるわけですね。

だから、全然使えなくなるわけではないので、半分までは使えるということを経済会議で認めてもらえれば、3分の2でもですね。有効に使えるということになるので、その辺も含めて国際水研のほうと相談をするとともに、操業の情報は彼らには必要だと思

うんですね、その辺の判断の。それから、交渉するときそういう情報が、弾が必要になってくるので、その辺のすり合わせもしていただいて、ご検討いただければと思います。

以上です。

○山川分科会長 コメントということでよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、次の事項に移りたいと思います。

報告事項の2番目で、水産政策の改革について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資料6-1をお願いいたします。

水産政策の制度運用についてということで、現状等をご報告させていただきたいと思っています。

まず、1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。

改正漁業法におきましては、資源の状況と管理の目標を示した上で、その目標を達成させるための道筋、すなわち、漁獲シナリオと呼びますけれども、これは関係者で意見交換を通じて決めていくということで、資源管理を進めていくこととなります。

具体的には、資料の青い色の枠で書いていますとおり、資源調査、これは行政機関、研究機関、漁業者によって資源調査が行われたものを、緑の枠に書いていますとおり、研究機関が資源評価を行います。ここでは、行政機関から独立した形で実施していくということが今後新たな動きになっていくということでございます。

資源評価結果については、毎年、これまでと同じように資源量を示しますけれども、新たな項目として漁獲の強さですとか、後ほど説明しますが神戸チャートというものを示していきます。また、同時に資源管理目標の検討の材料としまして、資源管理目標の案というものと、複数の漁獲シナリオの案を示していくということでございます。

これを水産庁にご提示をいただきまして、水産庁のほうでは、ピンク色の枠にありますように、資源管理目標について発表させていただくことを考えてございます。この部分が資源管理の部分の新しい要素になってございます。

発表させていただいた後、1カ月をめぐりに漁業者、加工業者、または流通業者等、関係者を集めまして意見交換をすることを考えてございます。後ほど説明しますけれども、ステークホルダー会合と仮に呼んでございます。この会議については、7月以降複数回

開催したいと考えてございます。

この資源管理目標につきましては、2つ定めるということでございまして、1つは目標管理基準値というものでございます。MSYを達成する資源水準の値ということと、もう一つは限界管理基準値というものでございまして、乱獲を未然に防止するための値、こういうものを資源管理目標としてお示ししていきます。

その後、オレンジの枠の中に書いてございますとおり、研究機関から提示されました漁獲シナリオ案を検討していきます。漁獲シナリオ案については、目標とする資源水準までの達成期間ですとか、毎年の資源量、漁獲量がどのようになっていくかということをお示ししまして、複数の案をそれぞれどういうふうな形になるかということの関係者の意見を聞きながら検討していくこととなります。

ご検討いただいた上で、関係者の理解が得られた場合には、ステークホルダー会議で決定された内容に基づきまして、漁獲シナリオに基づくTACが定まるということになります。

このように関係者の意見をしっかり聞きながら資源管理を進めていくというのが、改正漁業法のもとの資源管理となります。

また、漁業者の皆さん方には操業していただいて、操業で収集させていただいたデータをまた資源調査、評価に活用していくということでございます。

次のページをお願いいたします。

改正漁業法の法体系を図示したものでございます。

まず、先ほど説明しました資源評価につきましては第9条に記載がございまして、一定の水面に生息する水産動植物のうち有用なものについて評価を行うということでございます。

具体的な資源評価の内容を、次の11条にあります資源管理基本方針に具体的な内容を詰め込むということになります。

内容は、資源管理目標、特定水産資源。特定水産資源については、漁獲可能量による管理を行う水産資源ということでございます。また、その管理年度、大臣管理区分、また、配分の基準、区分ごとの漁獲量の管理の手法、IQでやるのか、総量でやるのか、また、漁獲努力可能量でやるのかということを決定するというところでございます。

この資源管理基本方針に則しまして、都道府県の資源管理方針を定めていくこととなります。これに関連しまして、15条では漁獲可能量について定めているというところで

ございます。

一番下のところでございますけれども、経過措置について附則の28条では定めてございまして、漁業法改正法の施行日から1年以内は廃止前の資源管理法による管理を行うことができると規定されてございます。

次のページをお願いいたします。

スライドの3番目につきましては、資源管理目標の設定ということでございます。

これまでは安定した加入が見込める最低限の親魚資源量、 B_{limit} への維持・回復を目指した管理を実施してきたところでございます。

図では下にあります左側の部分でございます。 B_{limit} を目指して管理を行ってきた。今後は、先ほど説明しましたように、管理目標を設定するというところでございまして、2つの管理目標を設定しながら資源管理を進めていくということでございます。

イメージとしては、下の図の右側のほうになります。目標管理基準値と乱獲を防ぐための基準値を定めて、管理を進めていくということになります。

この目標管理基準値につきましては、 MSY というものが今後大事になってくるということでございます。

次のページに、水産庁として考えてございます MSY の考え方をお示ししてございます。

水産資源につきましては、漁獲によりまして資源が減少すると、自然の回復量が働いて増加するというものでございます。その増加する量につきましては、資源量が増えれば増えます。資源量がある程度以上になりますと、減るということでございます。

下の図のX軸に資源量、Y軸に回復量を示して、この状況をモデル的に示してございます。回復量と漁獲量が同じであれば、その資源量は維持されるわけですが、回復量以上に漁獲されれば資源量は減少し、それに伴って回復量も変化するというものでございます。

具体的には、下の図でいいますと、資源量がBのときに回復量というのはB'になりますが、B'の状態でも漁獲を続けていけば資源量というものはBで維持されるわけなのですが、B'以上に漁獲をしてしまうと、資源量が減少してしまっていて、例えば、Aまで減少すると、回復力というのがA'になってしまうというものでございます。

回復量が最大になる資源量、下の図でいいますと、資源量がCのときには最大の回復量になります。これが古典的な MSY の理論となります。

現実的には、その海洋環境の変化に稚魚の生存率とか、成長などというのが大きく影響を受けますので、近年は新たな統計手法ですとか、コンピューター技術の発展によりまして、このような変化する要因も考慮しまして、現在の環境下におけますMSYが計算できるようになってございます。こういったものを用いまして、欧米では実際の管理で効果を発揮しているということでございます。

現行の資源管理につきましては、MSYに基づく資源管理目標、またはその漁獲シナリオが不明確であったわけでございますけれども、今後は科学者、行政、また漁業者が共通の目的を持って取り組むことにしたいと考えてございます。

また、下の図の右側のほうが、先ほど述べました神戸チャートというものでございます。

これまでは資源量をベースにお示ししてございましたが、今後は資源量にプラスして漁獲の強さ、また、その漁獲の強さ、資源量がMSYを達成する水準との関係を示したものが神戸チャートというものになります。

この中に、過去からの現在の流れもわかるように、a年の状態からa+5年、a+10年でどういうふうな経緯をたどっているかということもわかるような形で提示していきたいと考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。

TACによる管理の説明でございます。

TACによる管理を続けているわけでございますけれども、現状、8魚種にとどまっているという状況でございます。

TAC対象種、そうではないものを比べますと、TAC対象種については、低位の水準が5割ぐらいから3割ぐらいまでに推移してございますが、一方、そのTAC未対象種については、低位の水準がおおよそ5割ぐらいで推移しているという状況が図に示されてございます。

続いて、次のスライドでございます。

TAC対象資源について、選定の考え方を示してございます。現状と今後ということでお示しさせていただいてございます。

まず、現状についてでございますけれども、現状については、①、②、③のいずれかに該当するものについて、選定しているという状況でございます。採捕量及び消費量が多くて、国民生活上、漁業上重要な魚種。また、資源状態が悪く、緊急に保存及び管理

を行うことが必要な魚種。我が国周辺海域で外国漁船による漁獲が行われている魚種と、これらのいずれかに該当するものであったわけですが、今後につきましては、資源管理目標が設定されました資源につきましては、原則TACの算定が可能になるということでございます。漁業の実態を踏まえながら、実行可能性も考慮されるべきということでございますので、関係者との丁寧な意見交換も踏まえながら進めていきたいと考えてございます。

また、次のスライドについてでございますけれども、IQの導入についてでございます。

IQにつきましては、TAC管理の手法の一つということになってございまして、あらかじめ漁業者の漁獲可能な数量が明確になるということで、無用の競争ですとか、海上でのトラブル回避、また、効率的な操業、経営の安定など、多面的な効果があると見込まれてございます。

今後は、その隻数が比較的少なく、水揚げ港も限定される等の管理のための条件が整ってございます大臣許可漁業から、漁業者の意向も十分に踏まえながら、順次導入することを検討していきたいと考えてございます。

また、沿岸漁業につきましては、多種多様な資源を来遊に応じて漁獲していること、また、隻数も多いという特性があるということ踏まえまして、漁獲量の速やかな把握が難しいという問題を解消しながら、準備が整ったものから導入可能性を検討していくと考えてございます。

また、IQの移転については、船舶等を譲渡する場合であって、大臣または知事の認可を受けたときに限定ということで、今後検討していきたいと思っております。

次のスライドでございますけれども、今後の数量管理の流れのイメージをお示してございます。

漁獲量の管理の手法につきましては、管理区分ごとに決定するというものでございます。図をごらんいただきたいと思いますけれども、先に管理区分の設定を行います。例えば、ある魚種について、大臣管理、知事管理とございますけれども、漁業種類ごと、または水域ごと、また機関ごとに管理区分を設定しまして、その管理区分ごとに②にありますとおり管理手法を決定してまいります。漁獲割り当てで行うのか、漁獲量の合計で行うのか、漁獲努力量の合計で行うのかということ、管理区分ごとに検討していくこととなります。

次のスライドについてでございますけれども、自主的な資源管理についてでございます。

これまで公的な規制と、漁業者によります自主的な管理の組み合わせによりまして管理を実施していくという体制は、今後も存続いたします。

特に、沿岸漁業におきましては、関係業者間の話し合いによりまして、実態に即した形で自主的な管理が行われているというところでございます、引き続き重要な役割を担っていくと考えてございます。

また、資源管理計画というものを策定してございますが、この資源管理計画につきましては、評価・検証を開始してございまして、評価・検証の結果を踏まえて必要に応じて取り組み内容を変更するというものでございます。

事例でございますように、例えば宮崎県でのかさごのはえ縄漁業につきましては、評価・検証を行った結果、現行の取り組みを継続するということになってございますが、一方、北海道のつぶ類かご漁業につきましては、評価・検証を行った結果、漁獲量が減少傾向、または1隻当たりの1日の漁獲量が若干下降ということございまして、検証の中では現状の取り組みは継続するのですが、新たに禁漁区を設定するなどのさらなる資源管理を推進することを検討しながら進めていくことで、計画を見直ししながらやっているという状況でございます。

次のスライドからは、現在検討してございます政省令・通知等の決定事項について、お示しをしております。

順番に説明をさせていただきます。

まず、定義でございます。7条にありますのは漁獲努力量ということでありましてけれども、規定事項では漁獲努力量の指標ということで、操業隻数、操業日数等を定めるということでございます。

続いて、知事管理漁獲可能量の設定というところでございますけれども、この中で知事管理漁獲可能量の軽微な変更について、知事管理漁獲可能量の範囲内における知事管理区分ごとの漁獲可能量の変更について規定する方向でございます。

次のスライドをお願いいたします。

漁獲割当の設定の申請についてでございますけれども、こちらにつきましては、直接の委任規定はありませんが、設定手続について省令で定めることといたします。

第2項についてでございますけれども、漁獲割当割合の有効期間でございますが、管

理区分ごとに期間を定めるということでございます。

第3項でございます。漁獲割当割合の設定の基準の策定に係る勘案事項でございますけれども、船舶等ごとの漁獲実績のほか、漁獲割当管理区分における船舶の数、また規模、本人の責によらない休漁等の実績等を定めるということでございます。

次のスライドをお願いいたします。

漁獲割当割合の設定を行わない場合ということでございます。

18条の第一項、二項、三項とございますけれども、設定を行ってはならないということとを定めてございます。

まず、一項では法律を遵守しない場合。二項では暴力団員等。三項におきましては、法人であって、今説明しました2号のいずれに該当する者があるものについては、だめだということございまして、この政令で定める使用人について、船舶の船長、またはその他の船舶の運航に責任を有する者及び他の漁業従事者を指揮監督する者等を規定する方向でございます。

第19条、年次漁獲割当量の設定についてでございますが、これについては手続等を定めることでございます。

同条の第4項についてでございますけれども、電磁的方法による通知の同意等ということでございます。通知等に当たりまして、Eメールを活用するわけなのですが、これにつきましては、相手方の同意を得る手続等を定めるということでございます。

次のスライドをお願いいたします。

漁獲割当管理原簿でございます。

この電磁的記録の方法としまして、ハードディスク、またCDの電磁的記録方法を定めるということでございます。

第21条は、漁獲割当割合の移転ということでございます。

申請につきましては、直接の委任規定はありませんが、移転手続のほうを省令で定めることといたします。

また、船舶等とともに、当該船舶等ごとの設定された漁獲割当割合を譲り渡す場合のほか、移転を認める場合ということで、同一の経営者が使用する船舶等の移転の場合、また、代船する場合等を定めるということでございます。

第2項におきましては、漁獲割当割合の移転の認可をしてはならない場合ということで、虚偽の申請の場合等を定めるということでございます。

次のスライドをお願いいたします。

年次漁獲割当量の移転の申請でございます。

ここからは割当量の話になります。こちらにつきましても、直接の委任規定はございませんが、移転手続等を省令で定めるということでございます。

また、他の漁獲割当設定者に譲り渡す場合ということで定めてございますが、この年次漁獲割当量の移転を認める場合ということで、同一の経営者が所有する船舶等の移転の場合、また、代船する場合等を定めるということでございます。このほかにも、年次漁獲割当量の効率的な利用のために必要な措置を検討してございます。

続いて、第2項でございますが、年次漁獲割当量の移転の認可をしてはならない場合ということでございます。

第2項の一号、二号のほか、虚偽の申請の場合等を定めるということでございます。

第24条は、政令への委任ということでございます。漁獲割当管理原簿の記録につきましては、漁獲割当原簿の記録、また、記録の修正、消去については、国または都道府県が行う旨を定めるということでございます。

次のスライドをお願いいたします。

ここからはその漁獲量の報告についてでございます。

報告の方法についてでございますけれども、報告の期限、報告の方法、報告事項等を定めるということでございます。

第2項でございますけれども、都道府県知事から農林水産大臣への報告の方法ということで、報告する事項、方法を定めます。

次は28条、年次漁獲割当割合量の控除でございます。

この年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕したときには、次の管理年度におきまして控除するというふうな形になりますが、その超過量に乗ずる係数を管理区分ごとに定めるということでございます。

漁獲割当量の削減でございます。

年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕し、命令に違反したときには、漁獲割当割合を減ずる基準を管理区分ごとに定めるということでございます。

続きまして、30条でございますけれども、漁獲割当管理区分以外の漁獲量に係る報告の方法についてでございます。

漁獲量の報告の期限、報告の方法、報告事項について定めるということでございます。

また、現行のTAC報告と同様の内容の規定を考えてございます。

第2項でございます。都道府県から農林水産大臣への報告の方法でございますが、報告する事項及び方法を定めるということでございます。

次に、漁獲量等の公表についてでございます。

特定水産資源の漁獲量の総量が、管理区分に係る漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときは公表するわけでございますけれども、このほか、農林水産省で定めるときということで、突発的な漁獲等の異常な消化が見られるとき、そのときの定める事項としましては、管理区分に係る漁獲可能量の消化率を規定する方向でございます。

次のスライドをお願いいたします。

採捕の停止でございますが、採捕の停止を命ずる基準を定める方向でございます。

採捕の停止を命ずる基準としましては、漁獲可能量の消化状況を管理区分ごとに定めるということでございます。

協定の締結について、次からは協定の話に変わります。

まず、協定の締結についてでございます。

第124条では、漁獲割当管理区分以外の管理区分における特定水産資源、またはその特定水産資源以外の水産資源の保存、管理に関して協定を締結しまして、農林水産大臣またはその都道府県知事に提出して、協定が適当であるとの認定を受けることができるという規定になってございます。協定の認定申請等の手続等を、省令のほうでは定めたいと考えてございます。

また、第2項でございますけれども、協定においては次に掲げる事項を定めるということで、この一号から四号のほか、協定への参加もしくは脱退、協定の変更もしくはその廃止の手続等を定めるということでございます。

次のスライドをお願いいたします。

協定認定の基準でございます。

協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときに、認定をするということでございます。

この第六号でございますけれども、農林水産省で定める基準ということで、必要に応じて協定の認定基準を定めることといたします。

また、第2項では、認定協定の変更等についてでございます。

認定協定の変更の手続、また、取り消しの要件、また、廃止の手続等を定めるという

こととございます。

次のスライドをお願いいたします。

協定への参加のあっせんの申請ということとございます。

あっせんを求める際の手続を定めるということとございます。

第3項とございますけれども、協定に参加している者は、農林水産大臣またはその都道府県知事に対して、認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずべきことを求めることができるということになってとございます。要件としまして、農林水産省で定める割合ということとは3分の2ということ、定めたいと思ひます。

また、農林水産省令で定める基準とございますけれども、認定協定の対象となる水域等の漁業者に占める認定協定の参加者の割合等の基準を定めるということとございます。農林水産省で定めるところについては、必要な措置を定める際の手続等を定めるということとございます。いずれも現行TAC法の16条の規定と同様の規定ということとを考えてとございます。

最後ですが、附則の第3項とございます。

附則の第3項につきましては、採捕停止命令の適用除外とする特定水産資源を検討していきたいというふうにと考えてとございます。

以上が政省令・通知規定事項についてのご説明とございます。

続きまして、今後の資源管理の進め方につきましては、資料の6-2に基づいてご説明をさせていただきます。

前回の資源管理分科会におきましても、今後の資源管理の進め方につきましてはご説明させていただきました。その資料がベースになったものとございます。

2020年12月までに施行される改正漁業法のもとで、新たな資源管理が開始できるように準備を進めるということとございます。

1にあります新たな資源管理につきましては、先ほど説明させていただいた内容を記載させていただいてとございます。

今後の進め方についてとございますけれども、別紙もごらんいただきながら聞いていただければと思ひます。まず、研究機関が管理目標の案、また、漁獲シナリオの案を提出するということになります。

前回はこの後にステークホルダー会合というものを開催するということとご説明させていただきましたが、前回は6月以降と記載してとございましたが、ここを7月以降と修

正をさせていただいてございます。7月以降に複数回開催するというところでございます。

水産庁といたしましては、漁獲量の的確な把握方法を含む数量管理の具体的方法ですとか、漁獲シナリオの実施に際して、漁業経営の影響、また、その緩和策等についても提示をしていきたいと考えてございます。

この管理目標ですとか、漁獲シナリオにつきましては、関係者の理解が得られた場合に具体的な資源管理の内容を定める資源管理基本計画の案を作成しまして、この水産政策審議会への諮問、答申を経て定めるという方向で検討していきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

その他でございます。

その他では、IQの導入ですとか、その管理を中心とします新たな資源管理の制度運用につきましては、当面、大臣許可漁業における取り扱いが中心となるということでございます。

こういうことから、大臣許可漁業の魚種、また、漁業種類ごとの事情を踏まえまして、水産庁のほうの関係漁業者団体と実務的な課題等を整理した上で、水産政策審議会の場で議論しまして、運用方針を作成していきたいというふうに考えてございます。

以上が水産改革についての説明となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 すみません、午後授業があるのでもうそろそろ帰らなきゃいけないので、先に質問させていただきます。

1点だけなんですけれども、9ページ、今後の数量管理の流れで、管理区分ごとの枠の設定というのがありますよね。これなんですけれども、結論から言うと余り細かくしてほしくないというのがあって、現行の許可の制度からいうと、Aさんは何々岬から何々岬まで、Bさんは〇〇岬から別の〇〇岬まで、その公約数ごとに分けられたら、物すごい細切れの海域になっちゃうので、それは大変かなと。

だから、もうちょっと例えば現行の大きな枠でないと、なかなかうまくいかないんじゃないかなと思っています。

そこ、コメントだけなんですけれども、以上です。

○山川分科会長 コメントということでよろしいでしょうか。

ほかにごございますでしょうか。

柳川委員。

○柳川特別委員 柳川です。ありがとうございます。

前回も言っているのですが、またその資源管理のスケジュールの流れが一つなんですけれども、まず、優先的にすけそうとほっけとさば類ということで、やると横に書いてあるんですが、これ、とりあえずこの4魚種だけを絞ってそのステークホルダー会議を進めていくということなのか、並行してまたいろんな資源管理の動きも出たときに暫時魚種が出てきて進めていくのかということが一つと、先ほど6-2で説明してもらいましたが、ずっと言っていますけれども、基本的に現場のほうは理解していない資源管理なんかできないので、まず、現場のほうの理解というか、納得してもらった上で水政審の場で協議というんですかね、ということを僕、ここは絶対守ってほしいなというところがあります。

だから、ぜひここを守っていただいて、そのIQの案導入についてもそうなんですけれども、やっぱり関係者の漁業団体の課題がいっぱいそれぞれあると思うので、そこをちゃんと整理して、その課題も踏まえた上で理解なり納得をしてもらった上で、この場に上げてほしいなということで、前はおしまいが切れていたようなスケジュールだったんですけれども、おしまいを切らずに、この間、宮原理事長さんが水経に書いていましたけれども、とことん議論しろというぐらいまで言っているのです、とことん議論してもらって、本当に外国で今MSY、いろいろやっているようなんですけれども、基本的に管理制度が出来るまで四、五年かかってやっているという例がほとんどだという、この間、水研機構の説明会でもありましたので、これを1年とか2年で、全然違う管理をしている日本の漁業でいきなり当てはめるとするのは非常に違和感があって、漁業者もまだなかなか納得していないというのが現状だと思うので、そこは本当に丁寧に進めていただきたいなということです。

以上です。

○山川分科会長 高瀬漁場資源課長、最初の件につきまして。

○漁場資源課長 最初のご質問、すけとうだら、まさば、ごまさば、ほっけを先行してやるということで、とりあえずこの4種、先に議論をするということを考えております。

この議論にどれだけ時間がかかるかということもあるかと思います。今おっしゃった

ように何年もかかるということも考えられますし、そこは結論ありきではないんだと思っております。そうすると、例えば来年また別な魚種を新たに追加して評価をすれば、そういうことも考えられるかなとは思っております。そこもまたいろいろご説明をしつつ、意見交換しながらと考えております。

○資源管理推進室長 柳川委員のご発言にあったとおり、やはり実際その資源管理を実施していただく方のご理解というのが重要だと考えてございます。

ですので、実際その関係漁業団体の方々と実務的な課題は何かということをご議論させていただきながら、関係者の方々にも理解を得られるように議論を進めていきたいと考えてございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

質問事項で、結構10個ぐらい数があるんですけども、順番にばっと、簡単に答えていただけるものもありますので、せっかく福井から参りましたので。

まず、資源管理の流れ、何年なんですかとお聞きしようと思ったんですけども、それはやはり資源によって皆さんの合意が早ければ早いし、時間がかかるものはそれなりということで、今のご回答なのかなということで確認事項でございます。

あと、田中先生お帰りになりますので、私も管理区分というのがどれぐらいの大きさというか、例えば漁業者の数であったり、海域の広さであったりのイメージがかなりつきにくいので、ちょっと今後説明を、きょうではなくてお願いしたいなと思いついておりました。

7ページでございます。

毎回IQに関してコメントさせていただいておりますが、黄色の枠の中の一番最初に、「漁獲割当て方式は、あらかじめ個々の漁業者の漁獲可能な数量が明確になることから公平性が担保され」と書いてあるんですけども、これは逆だと思うんですね。公平性が担保されるようなIQを実現していただかないと、IQがあるから公平ということは必ずしも導き出せないし、ただ、IQをもし入れるのであれば、漁業者の方が納得するとなれば、そういうものをぜひ、担保されるようなものをIQとしていただきたいという、これはコメントです。

以下、ちょっと質問になります。

13ページです。

漁獲割当割合の移転ということなのですが、これ、大分先の話になりますけれども、やや財産権的な性格がもし生じた場合、相続をどうするかというのは、外国の事例だと、相続はちょっと例外的な扱いなどということもあるので、現状何かあればということでお願ひします。

この次のページの14ページも、これもカナダの事例、海外の事例なのですが、右側に「このほか、年次漁獲割当量の効率的な利用のために必要な措置」というふうにありますけれども、これは特殊事情で、例えば病気になって、今年の割り当てが消化できない場合どうするかというのとか、規定されている場合もあります。

漁業法の改定の当初の説明ですと、年次割当量はその年でしたっけ、年度に限り動かせるような説明があったかと思うんですけれども、そのことを指しているのであれば、これは結構厳しくしておかないと、ITQにずるずると行ってしまう懸念があるかなと思っています。いつの間にか、年度内に限り譲渡できるというのがちょっと隠れてきたような気がするので、申し上げます。

次ですね。順番に、重要なものからではなく言っています。

16ページですけれども、これ、漁獲量等の公表ですけれども、ごめんなさい、今現状でなぜ超えそうになったときしか公表していないのか、何か理由があれば教えていただければ。例えば、個人情報絡むとか、あるのかなと思いました。

私のほうからは以上です。10個ぐらいありましたね。ありがとうございます。

○山川分科会長 ただいまのコメント、ご質問のうち、ご質問に関するお答え、いただけますでしょうか。

○企画課長 企画課長でございます。

割当割合の話と、年次別の割当量の話が若干混乱をしていると思います。

割当割合につきましては、長期的に設定するというところで、今の段階では漁獲実績を踏まえて、例えば3年とか5年ごとに見直しをするようなものと、そういう位置づけをしています。

それで、法律上は第21条の3項におきまして、漁獲割当割合設定者が死亡し、解散し、または分割をしたときには、その相続人が地位を承継することになっておりますので、回答といたしましては、そういうその特別な地位が承継をする前提になっているということでございます。

一方で、年次別の割当量につきましては、毎年その管理区分ごとに定まる全体の量に掛け算をして通知されるものですから、それにつきましては、まさしく漁獲状況ですとか、操業のパターンが変わったときに、消化状況が船ごとに大きく違う状況が出てくるので、消化量を、限られたTACをうまく消化できるように移転を一応認めることが、割当割合よりは柔軟にできるということで、その点については従前の説明と変わっておりません。

○東村委員 すみません、1点質問し忘れたことを質問させていただいて構わないですか。

○山川分科会長 はい。

○東村委員 今、藤田課長のおっしゃったところ、ちょうど私質問を漏らしたんですが、今ちらっともう既にお答えになっているんですけども、11ページの漁獲割当割合の有効期間ですね。3年から5年というふうにおっしゃったんですけども、やや長目にといいことと思います。

そうすると、その次の下のほうですね。これまでも私、質問もさせていただきましたけれども、漁獲実績は勘案しやすいものだと思うんですが、その他のものということで、例えば自主的管理をどれだけやっているかとか、また、船の大きさとか、前には申し上げましたけれども、代わりをして漁獲能力が伸びる場合もあれば、伸びない、逆に下がる場合もあるというふうに聞いているんですけども、その辺が、ごめんなさい、今の3年から5年という長さだったら、割と随時反映されていくのかなと思うんですけども、一方で、短いと不安定な感じがしますし、逆に長くなると今まで適切でない漁獲割当割合というものが出てくるのかなと思うので、質問としては何年ぐらい想定されていますかとお聞きしようとしたら、それは3年から5年ということによろしいんですかということと、もしくは漁業によつたらもっと長いという、実情に合わせたものがあるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山川分科会長 藤田企画課長。

○企画課長 その点につきましては、まさしく対象とする資源と漁業種類によって、資源管理、あるいはその操業実態といえますか、そういうのが違うので、よくよく検討させていただいた上で、その期間を定めさせていただきたいと思っております。

○東村委員 どうもありがとうございます。

○資源管理推進室長 スライド番号16の31条の漁獲量の公表について、超えるおそれが

あると認めるときということでございますけれども、これはくろまぐろのほうでもありましたが、採捕停止命令との関係がありますので、こういうふうな規定とさせていただきます。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 これではよろしかったでしょうか。

○管理調整課長 ご質問にはなってなかったと思うんですが、管理区分の考え方です。

一般論からいうと、先ほど田中先生もおっしゃったし、東村先生もおっしゃったとおり、分ければ分けるほど細かくなってというのはあります。

ですから、そこはまさに地域と漁業、魚の特性に応じてということだと思えますが、イメージしておるのは、I Q導入できるときにそこだけ漁業種類なり、水域なり、期間なり切り出して、ここはI Qできるぞというところはやっていくというのはあってもいいかなというふうに思っていますが、全般的な考え方はご懸念のとおりなので、いずれにしても、よくよく特に都道府県知事の管理の漁業については、ご相談しながら地域、地域ごとにきめ細かくやる必要があると思いますし、大臣管理ももちろんだと思っています。

よろしくをお願いします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

嘉山委員。

○嘉山委員 今後いろんな魚種で資源管理を行っていきなきゃいけないと思うんですが、今以上に、管理されている魚種以外についても。

それに対して、漁獲物とかの簡単な漁獲データをモデルにぱっと入れれば資源評価はできるんですけれども、それ以外の細かい各魚種、各海域、細かい生態をもっと研究しながら、資源評価を行っていくのと、その資源評価を行っていくに際して、浜で結構各県の水産試験場等の人とかが回ってサンプリングしている、体長測定とか言っていると思うんですが、そのときにどうせ来たんだから漁師の人とか、浜にいる魚屋さんとかと何かしら話してコミュニケーションとかをとってくれば、その行き違いとかがなくなると思うんですよね。

その場で何も話していないから、あそこでやってた体長をとっていたのが何に生かされて、どのように資源評価につながっていくかというのが、多分浜の漁師とか、魚屋さんとかも、市場関係者も全くわかっていないと思うんですよ。

そこをしっかりとすれば、より意思疎通のとれた資源評価と資源管理が今後できていくと思うんですね。浜に毎日いて、そういうふうな感じはするので、その辺充実してもらえればいいと思います。

○山川分科会長 ご意見いただいたということによろしいでしょうか。

ほかに。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

2点ございます。

両方ともスライドの1番なのですが、アメリカであったり、ヨーロッパであったり、それから国際的な漁業管理の機関で行う場合には、通常この資源評価というグリーンボックスの中の1段目と2段目の間に、資源評価結果を出すというところと、資源管理目標の検討材料を出すというところの間に、通常、一回行政機関であったり、ステークホルダーとの話し合いがあってからもう一度研究機関に戻して、どういったシナリオで、そういうシナリオを使うとどのぐらいの期間で管理目標を達成するのかとか、ただ現場の皆さんにはどのぐらい苦勞が出てくるのかとか、そういったところを一度出すというキャッチボールが通常はあると思うんですけれども、それがここでは全部一回研究機関で終わってから行政機関であったり、関係者に説明されて決めるとなっているので、ここはちょっと違和感があるので、そこは本当はこうなっているけれども、実際にはキャッチボールというのを想定されているのかというところが1点です。

2点目は、資源管理の枠組みとしては本当に欧米のようにといいますか、先進的な事例とかなり近い形になっているんですが、1点だけ、ステークホルダーという捉え方について、まだ少しそういったアメリカややはりヨーロッパとは少し違うのかなと思っています。

ここでも最後から2枚目でしたか、ステークホルダーというくくりの中には、3枚目ですね。21ページのほうにも、ステークホルダー会合というところには「都道府県、漁業、加工・流通関係業者など」、などとは書いてあるんですが、やはりNGOであったり、NPOであったり、市民団体というのは含まれないのかなというところが少し透明性というのを担保していますよということを支持させていただく上では、ぜひ入れていただければと思います。

ただ、それで誰でも彼でもというふうになるととんでもない作業量になるかと思いま

すので、国際管理機関でももちろん作文であったり、どう自分たちが貢献できるのかということとは事前に提出をさせていただいた上で、皆さんのスクリーニングを受けるということにはなっていますので、そういったステップを踏まえた上で、ぜひそのステークホルダーというところをより開かれた関係者会合にさせていただければというふうに思います。

以上です。

○山川分科会長 廣野管理調整課長。

○管理調整課長 ありがとうございます。

まず、1つ目ですけれども、おっしゃるとおりです。

ここは模式的にこういうふうになっていますけれども、当然ながら、当初から幾つかを研究者のほうから出していただくことにしていますが、注文に応じてさらにいろいろチューニングというのは当然あり得るべきだし、やらなければいけないというふうに思っております。

また、2点目、ステークホルダー会合も、「など」のほうに入っておりますが、当然ながら幅広い関係者が、参加して、透明性を確保してやっていくことは非常に重要だと思っております。

また、持ち方についても、よく関係者とも相談しながら、透明性を確保しながらやっていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 前回、申し上げたことをまた繰り返すようなことになりますけれども、今までのご意見の中でもございましたので、最後の資料の6-2から今後のスケジュールのところに至る部分です。特に、資料6-2の2枚目のその他に新たに書き込まれたI Qの導入やその管理を中心とする資源管理の制度運用、これは当面、大臣許可漁業における扱いが中心ということで、説明されてきているわけですが、この前提はT A Cを設定するというものですから、T A Cについてもまずは大臣許可漁業の沖合の部分はどういうふうに具体的に取り進めていくのかということ、国民に対してお示しをし、これからの新たな資源管理という部分の理解を得ていくということが非常に大事だと思います。

今後のスケジュールのところにもありますように、まず、魚種が出されて、それをこ

のスケジュールの中でこういうふうにやっつけようということですが、ステークホルダー会合は、様々な方がかかわっていく可能性もあります。このステークホルダー会合で資源管理の具体的な中身を詰めて結論を出していくというのは、私はそこで本当に合意に至るのか疑問に思います。

資源をどう活用するかという部分は、その議論の中でもあるとは思いますが、資源の管理していく者は、そこにいる漁業者なのですから、その漁業者の方々の了解というのは、このステークホルダー会合の場ではなくて、少なくともその前段階でしっかりと説明をしていただく必要がある。

その際に、沖合の部分について、具体的にどういう考えで進めていくか示していくということを沿岸側にも説明をして、その中で議論が進められていくと、こういうことになるのではないかと思います。

最後に、管理目標や漁獲シナリオ等について、関係者の理解が得られた場合、この水政審にかけていくということもありますけれども、ここの部分こそまさに具体的な何をどうするかということですから、例えば沖合の方々のまさば、ごまさば、それから、これはよしんばこれからどういうふうな協議をしていくのかということもありますけれども、ほっけに際しても、具体的にこの漁獲シナリオに基づいてどういった対応をしていくのかということがしっかりと議論されたものが、オープンな場でわかっていくということが大事なことだと思います。

繰り返し申し上げますと、まず、沖合についてのものの考え方をしっかりと出していくのが優先であろうということと、そしてステークホルダー会合も、これも重要だと思いますが、魚種選択のプロセスの透明性を含め、本当に管理をする漁業者の理解はこのステークホルダー会合の前にきっちり得て、そして、ここに臨むと。これが大事だということでございます。

よろしくをお願いします。

○山川分科会長 お答えでございますでしょうか。

廣野管理調整課長。

○管理調整課長 ステークホルダー会合だけじゃなくて、まさに資源管理の実際に取り組む漁業者の方の理解をしっかりと得るべきだというお話、当然だと思います。

ステークホルダー会合の前にか、後にかという話というよりは、ステークホルダー会合でちゃんと公平性とか、透明性とかを確保しながら、ただ、それぞれの漁業者、沖

合、沿岸、両方並行してということになると思いますが、しっかり説明しながら何度もそのステップを繰り返していくということが大事だと思ってございますし、また、言われたような関係者の理解の部分については、まずどっちからとかいう話ではなくて、例えば今後方向性、TACにするとかいうわけじゃないですけども、この4種の中に含まれておりますほっけについては、最近では漁獲量の7割を沿岸がとっているのは数字としての実情ですので、そこはどっちが先かということじゃなくて、やはり関係者に資源の状況とか、やらなければならないことをしっかりお話しさせていただいて、理解いただきながら、このステップを進めていくというのが大事だというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

大森委員。

○大森委員 廣野課長のご説明で、今の資源量がこうだからというお話もありましたけれども、その前提で、まずほっけという魚種、例えばこの魚種のことを申し上げたときに、沿岸も沖合も並行してとおっしゃいましたけれども、やはりまず沖合から進めて、そして、沿岸は理解を得た上で準備が整ったものからやっていくんだという、これはIQのところを書いてあるわけですけども、TACもそれが前提のはずです。

それを並行してやるんだというお話でしたけれども、そこはいま一度その原点、前提をちゃんと踏まえたものの考え方で進めていただきたいと思います。

○山川分科会長 廣野管理調整課長。

○管理調整課長 おっしゃるとおり、まず大臣許可漁業からというのはIQの導入の話で、これまでもお話ししてきたところでございます。

ですから、そこについては22ページにも書きましたとおり、IQ導入等についての具体的などんなやり方、どんな方策が必要なのかというところは、沖合中心にまず考えてということをございまして、IQを沿岸に並行して導入するように相談するなんていうことは全く考えていないわけでございます。

先ほど申し上げたのは、優先的に取り上げる資源として、4つ取り上げた資源について、どういう目標でどういう考え方で取り組むというのは、沿岸、沖合問わず、全ての漁業関係者に並行して進めていく必要があるということをおっしゃったわけでありまして、どっちが先、あっちができていないからあっちがやらないとか、そういうことではない

んだらうというふうに思っています。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 何度もすみません。先ほども申し上げたとおり、I Qのところを書いてあるわけですが、当然I Qを導入していく前提としてT A Cを設定していくわけですので、魚種選択をするT A Cの設定のあり方のところもI Qと同じ考え方で臨んでいただきたいと、そういう意味で申し上げた次第です。

○管理調整課長 この4種の中で現行、ほっけがT A C魚種じゃないので、随分心配されているんだというのは、私も北海道の現地とかでもお話聞いております。

そこは決して決め打ちということではなく、ただ、しっかりご説明して、どんなことができるのかも含めて、よく相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

○山川分科会長 では、東村委員。

○東村委員 東村でございます。

今、大森委員がおっしゃったことで、沖合、沿岸ではないほうのお話、ステークホルダー会合の前の段階でというのは、これ、業界の方からは多分発言しにくいかと思うんで、一研究者として。

やはり実際に直接の利害関係があって、決められた管理措置を守る主体というのは漁業関係者かと思しますので、そのステークホルダー会合の前に直接的な関係者の同意を得た上でという大森委員の発言はこれ、後でもいいかと思うんですけれども、広く意見を聞くというのは、一つはとてもいいことであるんですけれども、もう一方で、話が散漫になってしまうというか、まとまらない方向になるのを危惧していたところ、大森委員が発言なさったので、私のほうからも賛同いたしますという発言をさせていただきます。

○山川分科会長 では、ご意見あったということで、よろしくお願いたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、この件はこれくらいにさせていただきますと思います。

次のその他というところに入りたいと思いますけれども、何かその他、ご発言ございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、次回の会合の日程について、事務局からご案内をお願いいたします。

○管理調整課長 皆様方におかれましては、既にご承知のことと存じますが、本水産政策審議会の委員の任期、本年7月13日をもって満了ということになります。

皆様方には任期期間中、さまざまなご指導、ご助言承りまして、まことにありがとうございました。この場をかりてお礼を申し上げます。

現在、改選の準備を進めております。改選後の総会、分科会及び各部会の開催につきましては、8月を考えております。また調整させていただきたいというふうに思いますし、また、委員、特別委員に再任されるご予定の皆様におかれましては、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

本日は、私の議事進行のまずさもありまして、時間が超過してしまいました。申しわけありません。

ただいま事務局から説明がありましたように、今任期における資源管理分科会の開催は本日が最後になるかと思っております。皆様方におかれましては、この2年間、調査審議にご協力くださいまして、まことにありがとうございました。

では、これもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。